

3

才軍団軍政部課長會議關係

0253

RA'-0134

0148

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

取扱注意

地方課長



附属添付

京連調第一四八號

昭和二十三年九月七日

京都連絡調整事務局

局長 武内 龍



連絡調整  
中央  
23.9.8

3299

0254

幸便

會 議 長 官 殿

第一軍團軍政部長の依頼により毎週一回開催の同軍政部長會議に本  
官が出席することとなつたが、その第一回議事録送付するから職  
務参考にあつた。本會議は軍の内部約會議であるから本件議事録の取扱に付充分  
御注意あり度い。

第一軍團軍政部長會議議事録送付の件

横濱・東海北陸・神戸・大阪・九州各事務局に轉報した。

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RA'-0134

0149

**取扱注意**

第一軍團軍政部課長會議事覚（九月四日午前八時十五分より）  
一 パーソン大佐より

（一）三日朝張群氏一行に對する軍政部の狀況報告會議の模様につき「各擔當官の報告が抽象的前置長く特異な具體的事例の説明に乏しかつた」とのスイング軍團長の評言を傳達して今後の注意を促すところがあつた。

（二）京都連絡調整事務局は近畿地方及び第一軍團の管轄區域をもカバーしてゐる事實に鑑み、第一軍團軍政部及び近畿地方軍政部として同事務局の協力を利用し、地方及び中央との連絡に米軍側のみならず、日本側のチャネルをも利用したいと考へ、今回からこの會議に武内局長の出席を求めることにしたから各課長において同事務局との連絡につき特に留意ありたいとの趣旨を述べた。

次いで議事に入り

情報課長クーン大尉から

（一）各府縣に配布せられた映寫機による映畫の使用の問題及び、  
（二）各府縣廳における情報宣傳課（パブリック・リレーション・セクション）

（一）の設置につき意見の開陳があつた。

武内より右（二）の問題は先般第八軍の質問書中に擧げられており、日本側の意見はその回答中に述べられてある旨答えておいた。

（二）公衆衛生課ディッカーソン大尉より

（一）衛生關係諸組合の解散に關する八月十六日附總司令部覺書の問題

（二）防疫注射の問題  
につき説明した後

（三）高等學校の十四・五才の女學生を看護婦養成所に多數入學せしめる必要につき説明があつた。（ステイブソン夫人において計畫中の趣）

（四）公共福祉課長アーティゲス氏より

（一）共同募金（コミュニティエースト）の會長と追放との關係

（二）軍人傷疾徽章及び軍人遺族徽章發行の問題（各知事においてこれを發行することを總司令部により許可されたが、これを寄附金の募集或は金品要請に使うことは不可である。）

（三）山羊を各府縣に配布する件  
等につき話があつた。

0255



法政課長スコット氏より

(一)最近ヘック氏が着任し税務擔當官となつた。

(二)大阪市條例の問題につき最近京都、大阪兩連調局長大阪市長と大阪市關係者と協議の結果大体満足なる解決に達した事。

(三)國警本部電報第八十五號によつて各縣の警察は突發的災害、民衆運動その他重要事項につき日報を本部に送ることになつたこと。(ハブリック、セイフテイー、デイワイジョンの命による)を福井、滋賀より情報として披露した。(第八軍よりは申越なし)

これに關し、バインズ大佐より、各警察が日報の内容を各縣軍政部に知らすよう希望申入があつたが、武内より國警側と連絡の上、結果を知らすべきも右は可能と信する旨を答えた。

四佐賀、岐阜、熊本その他の諸縣においても警察の手不足又はこれに對する不信用のため人民が夜警の組合(スイピリアン・ガーズ)等を組織しているとの情報を述べた。

右につきこれらが餘りに強力となる場合は種々の問題を生ずべしとの意見が出たが、武内よりこれに對し自分は本件に關する情報を持つて

おらぬが、夜警の組織は日本には古くから存在するものであり、要はその活動が如何なる程度に止るかという問題であらうと述べておいた。

四教育委員會の件につき當方面の或地方では、教育委員名簿の提出が二、三日期限に遅れた、め困難を生じているところがあり、軍政部としてはその期限を九月十五日まで延期方考慮中であるが、知事はかゝる問題につき中央に件る必要ありやとの質問があつたので、武内は研究方を約しておいた。

六經濟課長ネルソン中佐より

(一)毎月二回大阪にて開催の輸送會議には第一軍團も多大の關心を有し出席の所存であるが、右開催期日等が不明のため屢々困惑する。又その他の重要な經濟關係の會議にも出席の希望を有するので連調において通報方希望があつた。右に對し武内より近畿地方を管轄する中央政府出先機關は殆んど全部大阪にあるため近畿軍政部として不便のことと察せられるが連調機構を利用せられることによつてその困難を排除することが出来よう述べた。

(二)その他關取締の措置その他についても隨時通報ありたく又經濟及び産業發展の狀況についても隨時簡約なる報告の提出ありたく旨希望があ

0256

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RA'-0134

0151



つた。

七 同課ホルツ氏より

(一) 重要物資の再建問題につき多量の重要資材が大阪において政府機關（産業復興公園）の管理下に不利用のまま、放置せられており（別紙甲表参照）地方的には何等の種段も辨ぜられない状況であるが、これにつき、日本側において至急何等かの適當の措置を講し得ぬかとの質問があり、これに對し武内局長本件については横濱において第八軍軍政部と横濱局長との間にも話があつたのを承知しているが當方よりも中央の注意を喚起することにしようと思つた。

八 日本、香港における各種の仕事（ポート・フアスイリテイーズ）が日本に移讓されることとなつたが、大阪港は神戸港とは別に運営されるものと思われるが、日本側において防疫・税關その他諸施設の準備は進行しつゝありや、又右は何人の責任の下に置かれておるかとの質問があつたので調査の上回答すべき旨述べておいた。

九 同課労働主任モイラン氏より

進駐軍労働者の賃金につき別府市及び大分市の間には生活補給金（リウ

イング・アラウアンズ）及び地方手當（ロウカル・アラウアンズ）に相等の相違があるが、これは如何なるわけなりやとの質問があつたので研究方を約しておいた。

十 最後にパインズ大佐より

(一) 最近、軍政部において相當数の素質の高い日本人を軍政部技師又はアドヴァイザーとして五千圓乃至壹萬圓（諸手當を含め八千圓乃至壹萬五千圓）の給料で雇傭することが出来ることになつたが、各課においてもこの新規定の活用方につき研究ありたき旨を述べた。

(二) スイング少将が軍政部の活動を非常に重視しているから各課とも努力ありたき旨及び毎月五日までに最も簡潔な月報を提出するより命令した。

0257

控

綴込

昭和二十三年九月九日  
連絡調整中央事務局  
第一部 西山地方課長

横濱連絡調整事務局  
河崎次長 殿

第一軍團軍政部課長會議之事業に關する件  
京都武内局長から九月七日附京連調第一四八号を以て  
第一軍團軍政部課長會議之事業と送付致した次  
第は仰承知の通りであり、右議事中心疑義ある諸点  
に關し、各課に於て調査の結果、大要別紙の通り、在京  
都へ電話連絡にて置いた上で、中参考を以て、此段通報  
す。

外務省

0259

<u>Tin</u>		
SFK	1,223	tons
CILC	23	"
All Others	15	"
<u>Antimony</u>		
SFK	43	tons
All Others	2	"
<u>Reclaimed Lead</u>		
SFK	4,677	tons
CILC	186	"
All Others	45	"
<u>Asbestos</u>		
SFK	467	tons
CILC	441	"
All Others	167	"

別紙

0258

RA'-0134

0153

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



一、進駐軍労務者賃金の件 (大蔵省給付金の説明)  
 1. 勤務地手当の支給に關し 別府市は甲地、大分市は乙地に指定され、甲地の勤務地手当は本俸に廉放手当を加へたもの、乙地の手当は同じく一割と付するもので、両市の間に相違のあるのは止むを得ない。  
 高別府市を甲地とし、同市は遊覽地を符に生計費が高いたる實にもそのものである。  
 2. 去年の年末に支給した生活補給金は本俸、勤務地手当、家族手当と合計したもので、二八倍であり前述の通り勤務地手当は層々あり、関係上生活補給金にも差違を生じた次第である。

外務省

0260

二、重要物資の再分配の件 (各年生産高需給課)  
 公團買上物資の再分配に付ては、本年六月二十三日附経産第八九二号、公團買上物資の配分手續に基いて、不をりふ、付るゐる。  
 右によれば公團は買上物資の詳細なリストを二月二回案内及び地方各支局に提出し、案内(場合により安定局)は右に基いて処分方式を決定し、その公團に指示する。その際、  
 現在配分の適正に付ては公團による買上物資のリストの提出が、主たる原因である。最近近く関係各省、会派を揃へて買上並みの配分促進方針を固め、具休策を考定する所である。

外務省

0261



地方教育委員会設置に関する件 (一九二九年)

(文部省調査局審議)

1. 大阪市、京都市、名古屋市、神戸市、及小樽市を  
除く市町村の教育委員会の設置は昭和廿五年十一月  
一日までに設置しなければならぬ。(教育委員会法  
七十條)

2. 右五大(市)を除く市町村が教育委員会を設置し  
ようとするときは、当該市町村はその旨を才十二條に  
定める選挙期日(毎年十月五日)迄九月十日(即ち七月五日  
までに、都道府県知事及都道府県教育委員会に届  
出をしなければならぬ。(教育委員会法施行令才十  
條) 但し、三年に限り地方教育委員会を設置しよ  
うとする市町村は廿三年八月廿五日(締切期)までに

外務省

0262

都道府県知事に届出しなければならぬ(教育委  
員会法施行令廿六條)

3. 即ち本年迄に於て地方教育委員会を設置しようとし  
る市町村は八月廿五日(既に締切)までに都道府県知事  
に、明年設置しようとする市町村は廿四年七月五日までに  
都道府県知事及び都道府県教育委員会に届出なければ  
ならぬ。廿五年迄に於ては設置してゐない市町村は  
倉部設置しなければならぬことになっている。  
従って軍政部の謂う地方教育委員会の設置届出期日の  
延期は不可能である。(即ち延期するとすれば法律の改正  
を必要とする外、国会休会中、国会提案も不可能であ  
る)

外務省

0263

總司令部 C.I.E.に對シテ一軍団ナリ延期方の要望  
カ有ルようであるが C.I.E.側<sup>ハ</sup>又都省の意見を容  
認シ他方東京軍政部に於ても午問題に關しては文  
部省側の意見を承認スといふ趣である。

外務省

0264

經本第八九二号

昭和二十三年六月二十三日

經濟安定本部 第一副長官

地方自治局長 殿

「公團買上物資の配分手続」送附の件

標記の件に關シ、別紙配分手続を送附するから各府縣等にこれの趣旨徹底方を連絡し円  
滑なる運営を期せらるるよう取計らわれたい。

0265

RA'-0134

0156

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

公団買上物資の配分手続

0266

経済安定本部訓令第六号遊休物資活用手続要領に基き産業復興公団が譲り受け又は販売を委託された遊休物資（不正保有物資、過剰物資正に特殊物件、兵器処理委員会保有物資の如く特殊の態容において保有されている未稼働物資を含む）の配分手続については、それが種々雑多な物資を含んでおること、全国各地に散在していること、而も迅速は活用を図ることを考慮して左記の手続によるものとする。

「注」 一の処理手続は物資が遊休物資と確定し、公団（不正保有物資等特別措置特別念計の代行者としての公団を含む）の買上手続が事実上用始せられた場合には、その対価の支払等の正式の形式的な手続が完了しないうちであつても直ちに実施されなければならない。

記

一、公団は買上物資の詳細なりスト（物資名、整理番号、各種規格、数量、所在場所、保管状態等を記載する）と十五回毎に月二回、経済安定本部（全国各地における買上分の全体について）及び地方経済安定局（その管轄地域における買上分について）を提出する。

二、経済安定本部及び地方経済安定局は公団より提出されたリストに基づき検討し、左の各号のいづれによつて処分すべきかを定め、これを公団に指示する。左の権限は別紙（二）に掲げる如く買上一件毎の数量の多少により経済安定本部と地方経済安定局との間で分担して之を行ふ。

「注」 遊休物資は在庫物資であるのでその保管状態が良否様々であり、その所在場所も全国各地に散在し把握した者でない適切な活用を図り難い。且つ又現在の輸送状況ではなるべくその物資の所在場所に近い所でこれを活用した方がよいので、できるだけ大幅にこの権限を地方に委ねる方針をとるものとする。

（一）配給規制物資の配分  
（二）一般の割当証明書と引換との直売  
公団において買上げた物資については、そのリストを一般に公示し、又関係官庁にも充分連絡をとり、これをその所管事業者に通知させて賣出物資需給計画に基き既に発行されている割当証明書と引換之に譲渡を申請した者に公団からこれを直売する。即ち当該物資は自動的に既存の物資需給計画の供給力の中に繰込まれて行くわけである。但し（四）により指定処理分として個別の、具体的に配分の指示を定められた場合については、公団は当該物資をリストより抹消し、その指示に従わなければならない。

指定配給物資については、これを直接一般の需要者に配給するの困難に堪えぬため、特に経済安定本部又は地方経済安定局の許可を得て販売業者（卸売業者）に限定して、よりこのみ譲り渡すというより制限をすることを認める。



右の方法で一定期間（原則として二ヶ月）を経過しても尚売残った物資については  
公団の申請に基づき、経済安定本部又は地方経済安定局は中央又は地方物資活用委員会  
に諮問の上これを（四）「指定処理分」に準じて并配又は競売等適当な措置を定める。

（四）「指定処理分」の認定

「指定処理分」とは左に掲げる場合の如く（一）に定められた一般の直売方式によつては処分  
し得ないもの、又は処分することと適当でないもの（例えば「表」に掲げる繊維製品）  
について例外的に経済安定本部又は地方経済安定局においてその配分を個別の具体的  
に指示する物資について適用されるのであつて、即ちその期の物資需給計画の外に新  
規の追加供給力があつたものとして、その配分を改めてその分についての追加割当を行  
い新規発券をする場合と一例は別紙（一）の（A）の物資の如く需給状態の逼迫のため  
一時公団に保管せしめて次期の物資需給計画に繰入れる場合とがある。前者において  
新規発券をする際及び後者の場合において特別の必要あるときは、割当証明書には譲  
受け先と公団と指定し、且つ目的物件の整理番号を附記する等物件を明示する措置を  
とり、この割当証明書がその他の物資に流用されて流通の混乱を来し、即つて遊休物  
質の迅速な活用を阻害する結果を来さぬようはすることができらる。

（五）輸出向物資の場合

（一）需要が特定の需要部門に限られるものの場合  
（二）大型鋼材等再圧延に用いる場合

（六）リンク及び報奨目的に適當な物資及びその他の物資を需給調整上特に必要と見做  
される場合

右の指定に當つては、経済安定本部は、直接需業者に対する割当は行わず各需要部門  
別に割当するに留め、王務官庁へ指定配給物資につりまはその物資の所管官庁の行う  
卸道并果別割当に基き各卸道并果別割当において個別的に割当発券せしめるものとし、  
又地方経済安定局は、需要部門別割当は行わず各官庁地方出生機関に対し、夫々の「論  
證」として割当する（指定配給物資については当該物資の所管官庁に移管し、卸道  
并果別に割当させる）のであつて、たゞ各官庁出生機関のその後の配分については適當  
な指導監督を行つて留まる。

（七）地方において別紙（二）に掲げる中央処理分に相当する物資が買上げられた場  
合には、公団地方支部は地方経済安定局と協議の上、当該物資を指定処理分  
とすべきか否か及びその処分に用する意見を附して、中央に報告する。

（八）要綱統制物資については、原則として「指定処理分」の扱いとする。

（九）繊維及び繊維製品

原料繊維、糸糸及び要織物（帆布、厚織、網織、袋織）網及び編は、新規の追加  
供給力があつたものとして、その配分を基本において、需要部門別割当を行い、こ  
れに基づいて主務官庁が新規発券をする。  
二、織物（要織物を除く）及びその他の衣料品は、既に発行された割当公文書と引換

(A) 原則として次期常給計画に繰入れる物質	(B) 公団に於て備蓄し報償用又は非常災害用に充てる物質			
鉛(硬,軟を含む) ニッケル コバルト アンチモニイ 錫 クロム マフネサイト 珪素銅板 工業用苛里 (塩化苛里) 生ゴム 皮革	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1023 840 1113 1260" rowspan="2">織 維 製 品</td> <td data-bbox="1113 840 1365 1249"> <p>報 償 用</p> <p>小 幅 織 物 依 業 上 衣 依 業 下 衣 依 業 手 袋</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1113 1249 1365 1644"> <p>非常災害用</p> <p>手 拭 巾 尺 袋 靴 肌 衣 外 衣 床 具 毛 布</p> </td> </tr> </table>	織 維 製 品	<p>報 償 用</p> <p>小 幅 織 物 依 業 上 衣 依 業 下 衣 依 業 手 袋</p>	<p>非常災害用</p> <p>手 拭 巾 尺 袋 靴 肌 衣 外 衣 床 具 毛 布</p>
織 維 製 品	<p>報 償 用</p> <p>小 幅 織 物 依 業 上 衣 依 業 下 衣 依 業 手 袋</p>			
	<p>非常災害用</p> <p>手 拭 巾 尺 袋 靴 肌 衣 外 衣 床 具 毛 布</p>			

別紙(一) 指定処理分の配分上の区別

に、需要者又は登録販売業者に直売する。但し、以下三、四の場合を除く。

三、基本の定める報償配給計画及び非常災害用配給計画に適合しない衣料品(別表二)は、商工省より右の計画に従って出荷指示あるまでは、これを保有備蓄する。

四、数量の僅少な衣料品は、これを取選め、商工省の承認をうけて衣料切符と引換し、に一般消費者に直売する。

五、経本は、四半期毎に織造製品(人)に於てその期度割当としたものを除く(一)の生産及び配給計画について遊休物資の累積により増加した供給力を考慮して、必要に応じて修正を行う。

(四) 非統制物資の配分

配給統制物資以外の物資については、経済安定本部又は地方経済安定局は中央又は地方の物資需用委員会に諮問して、ペーパー、競売等通常の処分方針を定める。

三、二の(イ)及び(ロ)により物資を適切に処分するほか、経済安定本部は、主務官庁と協力して、織維の割当配給計画を含むあらゆる関係計画を四半期毎に再検討し、遊休物資の累積に依り供給力が増大した物資については、その割当及び配給に關する全体の計画に變更の検討を加える。



別紙 (一) 地方経済安定局に処分権限を委任する限度

品名	数	量
1. 鉄材	一件につき	二〇噸未満
2. 鋸材	一件につき	五〇
3. 鉄鋼二次製品 (鑄鉄管を含む)	但し建築鋼材については五〇噸以上は中央処分とする	一〇
4. 非鉄金屬地金及び同製品	但しアルミニウム、ニッケル、コバルトは全部中央処分とする	一〇
5. 重要化學製品	一件につき	五噸未満
イ 塩及び同誘導物		
(1) ソルター		五
(2) 苛性ソーダ		五
(3) 塩酸		五
(4) 晒粉		一
(5) 液体塩素		一
(6) 重曹		一

品名	数	量
ロ 重要ターニル製品	一件につき	二〇噸未満
(1) コールターニル		五
(2) クレオソート油		五
(3) ビッチ		一
(4) ベンゾール及トルオール		一
(5) その他		一
ハ ターニル系中間物		一
ニ 合成染料		一
ホ 殺菌剤		一
ヘ 有機ゴム製品		一
ト カーボンブラック		一
チ メタノール及び同中間物		一
リ アセチレン系誘導物		一
ヌ アンモニヤ系誘導物		一
ル 石綿		一
ヲ セメント		一
ワ セメント製品		一

0269



<p>カ 耐火煉瓦          コ 板ガラス          ク 硫酸          ケ カーバイト          コ カリ塩酸          ソ 工業火薬類          ハ 火薬          ニ 燐素          ホ 燐火線          ヘ 重要無機薬品          ニ 五鉛重及ニコロアルフォン酸          ハ 酢酸          ナ 合成樹脂          ラ 蒸餾          シ 塩          ウ ヒソチニコークス</p>	<p>一件につき          五噸未満          五          〇・〇一          一件につき          五箱(三十二、五斤)未満          一〇〇〇          一〇〇〇個未満          一〇斤          一件につき          一噸未満          一〇一          〇・五</p>
<p>キ アルコール          ノ エーテル          ヲ 油脂及び重要油脂製品          イ 油 脂          ロ 油脂製品          ハ 塗 料          ニ コ ン ク リ ート          イ 生ゴム          ロ 再生ゴム          ハ 屑ゴム          ニ コ ン ク リ ート          イ 自動車タイヤチエーア          ロ 自動車タイヤチエーア          ハ ベ ル ド          ニ ホ ー ス          ヲ 皮 革</p>	<p>全部中央処理分とする          工業用油脂一件につき          一噸未満          その他は全部中央処理分とする          全部中央処理分とする          全部中央処理分とする          一件につき          三〇本未満          一〇〇本</p>

0270

RA'-0134

0162

イ 原皮	全部中央処理分とする	
ロ 革	全部地方処理分とする	
10 車製器	全部中央処理分とする	
11 タンニン	一件につき	一噸未満
12 膠及びセラチン	全部地方処理分とする	
13 漆	洋紙、板紙、和紙毎に一件につき	一〇〇〇〇封皮未満
14 紙	一件につき	一〇〇〇〇石
15 パルプ		
16 木材		
17 建築用資材	全部地方処理分とする	
イ 普通煉瓦	一件につき	二、三〇〇巻未満
ロ ルーフイングペーパー		五〇〇〇畳
ハ 畳		二、〇〇〇本
ニ 建具		
18 ミラー、ガラス	全部地方処理分とする	

(註) 本表に掲げるもの以外の物質(但し、紙類及び書籍類を除く)は原則としてすべて地方送附安売局において処理する。



方 策

京連調第一五三號

昭和二十三年九月十一日

京都連絡調整事務局  
局長 武内 龍



23.9.13  
文書係

0272

第一軍團  
第二軍團  
會 長 官 殿

第一軍團軍政部課長會議々事覺送付の件

九月十一日開催の第一軍團軍政部課長會議々事覺こへに送付する  
なお本覺の取扱については十分に御注意相成りたい  
横濱・東海北陸・神戸・大阪・九州各事務局に轉報した。



第一軍團軍政部長會議★事覚

九月十一日午前八時十五分より

（本日の會議より武内局長の外賓岡・福田兩連絡官も出席することになった。）

一 スコット法務課長より

大阪の集會行進等に關する條例問題は、いよいよ新條例案が決定して十五日の府會にかけられる豫定であるが、恐らく原文のまま公布される豫定である。これが公布されることになれば全國の自治体に一ツの斷割を與へることになるであらう。念のため連調において決定した條文を取り寄せ提示ありたいと述べた後教育委員會問題に言及した。

二 經濟課長ニ野澤課長より

（一）ラジオ放送等によれば、今回の米及び甘藷の供出に關し、割當超過供出分の半分は課税を免除するという趣であるが、これについて連調から何か説明を得たいと述べたので、研究の上回答すべしと答えておいた。

（二）福井震災のときに相當量の砂糖が被害喪失したということであつたが、調査の結果倉庫より盗み出されたというところであつた。又大阪でも報償物資を多量に係員が持出した事件があり、日本側係官が信頼出來ないことは遺憾であるとの發言があつた。

三 經濟課長ネルソン末佐より

（一）運輸問題・鐵道貨車の増産等の問題につき報告した後

（二）米國における米の生産状況と日本の産米との比較（日本においては一エーカーにつき七五ブツシエルに對し、米では四六ブツシエル平均でカリフォルニアにおいては六五ブツシエルであり、カリフォルニアでは日本の生産平均を上廻つたことがあるが、これは一時的の現象である等。）をなし、日本の米生産の改良につき意見の交換があつた。

四 經濟課ホルツ氏より

最近大阪商工局又は經濟安定局等につ<sup>重要</sup>物資割當の<sup>事務等</sup>溢滞につき尋ねたところ、郵便料が不足のため十分に郵送出來ないという現象を來している趣である。ついては、官廳の公務郵便は無料制度とすることを考案することが適當であらうと思ふと述べた。

五 情報課クニ大尉から

次の新聞における情報宣傳の計畫の説明があつた後、これについてリットガース中佐より各課長において重要事項は密接に情報課に連絡するよう注意があつた。

0273



0274

本公共関係、アライアンス長から

（）福井地元の教育状況の説明があつた後、

（）興行社（アライアンス）が本年から地方に事業を  
移した結果、東京共同基金（コンミューニティー・チエート）等  
業の興行が急激に減つて来たものが、昨年度は理由からこれを許  
さず急激な困難となり、ために東京のみならず五百萬圓の相違を生ず  
るが、これにつき何か適當な措置を講ずべきとの質問があつたので、研  
究の上回答方針としておいた。

（）教育課長アンダーソン氏より

（）教育委員委員の選挙は十月五日に行われることになつてい  
るが、今までの立候補者の顔ぶれを見ると、餘り質がよくないようである。  
教育課長は、この教育委員を利用して政治的活動に乗出さうと  
するものが多し。これについては、良き候補者が出るよう宣傳費に  
努めねばならない。又 Superintendent of School につきその選挙は十月  
五日から東京において行われる講習会に出席したものである。又同じく  
十月五日から行われる青年教育指導者（Youth Leaders）の講習会も  
十月五日間に互り開かれ、その講師にはそのための種々金圓から  
社々たる人が選ばれ、これに當ることになつていゝが、この結果は  
樂觀出来ぬ。例へば、これに關する規定をみると、日本政府はこ

の出席者の東京への旅行及び滞在費用に關し出来るだけのこととする  
と、いふことになつてゐるが、果して遠慮地から出席する人の費用  
もカバーするだけ支出してくるものかどうか、その金額等につき  
遠慮より情報をもらいたいと述べ

（）近く行くべき奈良、和歌山地方の教育関係旅行につき説明した

（）最近問題係入る少佐から  
本年度の徴収状況は甚だ不良であつて、近畿地方は徴収平均約十九  
位であるのに對し、九州の如きは六乃至九と推定される際があると  
述べ、一般に徴収問題につき日本政府は一般と努力し啓蒙宣傳の要あ  
りと述べた。

これに對し武内より

（）少佐の有する数字をもらひ受け研究の上意見を述べらるべく又場合に  
より大蔵財務局等と懇談の機會を作りたいと述べておいた。

（）パインズ軍政部長より

（）徴収問題（）其本問題につき言及した後  
（）警察がもつと課税その他の問題につき協力することが必要であると  
述べ、意見の交換があつたのち  
（）國共主義者の運動につき言及  
（）陸軍政務は世間の宣傳態度によきこまらぬことが大切である。





十四電(世下)連修(河)

教育長指導主事、青少年指導者、大学行政官、教育学  
 部教授等講習受講者に支給する文部省側の補助金  
 に関する件  
 右講習受講者の為、に文部省の補助額は一人平均百円(軍  
 価で予算に計上している。右百円は専ら宿舎費として  
 支給されるものである。  
 宿舎準備は相当困難と思はれるので道庁、県の出張所  
 宿舎を租刀利用するに意向であり、と夫に近県  
 者知人親類等に寄居し通勤する者には対しては  
 交通費が支給される趣である。  
 旅行費は各自の持ち合わせとする。

外務省

0277

半同(十四号)按拜

十四電(世下)連修(河)

興行税に関する件  
 地方財政委員会(八月十一日附)の行の興行業に對  
 して次(9月)に長官書簡「地方財政の運営に  
 する件」を送付  
 要旨  
 A.P.T.A.及びコミュニティー、ケエストの行の興行業に對  
 して入場税を賦課すること、これ等の行の事業の目的に  
 支障を来さすので免税を認め、この趣旨の申出が  
 あり、地財委会は、無条件で認め、この趣旨の申出が  
 あり、改定地財法の趣旨からみて、免税を認め、この趣旨の申出が  
 あり、この趣旨の申出が、この趣旨の申出が、この趣旨の申出が、  
 各に特別に補助金支出等の方法と考慮すべきあり  
 と考へる。

外務省

0278





幸便  
地方課長

京連調第一六七號

昭和二十三年九月二十八日

京都連絡調整事務局  
局長 武内 龍

會 禰 長 官 殿



23.9.29  
文書係

0281

第一軍團軍政部課長會議の件

一 第一軍團軍政部における會議事覚（九月二十五日の分）を別添送付する。軍内部の會議であり、我方のみで作成した覺であるから、取扱には御注意ありたい。

二 議事の中「西醫學」については、現地（主として神戸）において相當米側の問題となつてゐることは新聞等で御承知の通りであるが、本件は厚生省等において、早きに臨んで日本政府としての態度を決定し、米側に説明する必要があると思われる。

三 軍政部に日本人高級アドバイザー（實際には軍政部の重要部分を擔當することになつて來て考へられる）多數を雇傭する問題は、その選を課るときは、最も避くべき通譯又は囑託政治を生ずるおそれがあり、この點については、當地において最の上とも先方の留意を促す所存であるが、中央においてもこの對策に關し、充分御考究の上第八軍に對し申し入られらるゝ等適宜の御措置を希望する。

四 以上及び議事覺に言及せられた諸問題につき、當方參考となる事項あらば御一報ありたい。

本信寫送付先 横濱、東海北陸、神戸、大阪、九州各事務局

23.9.29



中央

取扱注意

第一軍團軍政部長會議議事録

九月二十六日午前八時十五分より

(今回より武内、吉岡、福田の他大阪島局長も交渉の結果、参加のこととなる)

情報課長クーンズ大尉

○教育委員會議選舉の件につき各映画館等において見せられるトウレイライ(短い宣傳フィルム)が到着しつつある。

○總司令部視察教育擔當官シリリング中尉近く當地方視察の豫定

○各府縣に専門の情報專家を置く計畫については色々に思うように行かず残念であるが、今回各縣軍政チームに第一軍團長が本問題について參考案を送り、府縣側で希望のある場合には之れに基いて相談に乗るように通達された。

これはその參考案の外、本問題に關する日本タイムズの論説の寫も添附せられてある。日本側の出席者に參考までにこの寫を差し上げる。

教育課アンダーソン課長

○教育委員會議の問題は少くとも今までかつて見ない位盛んに宣傳が行なはれている。

連日文部大臣、次官等がこの問題について、ラヂオ講演をしており、知事以下も熱心に説明をしているようである。(後刻武内より軍政部長及びアンダーソン課長に對し、本件宣傳は相等行われているようであるが一般の關心は頗る低いと思われるという事を二十二日の朝日新聞所掲の委員候補者立會演說會の寫眞を示して説明し、更に東京、太分、大阪の例にならぬ他の地方においても、軍政部が教組及び共産黨からの立候補につき適當の措置をとることが望ましいと思ふ旨を説明しておいた。

衛生課長ディッカーソン大尉

○米側病院勤務の日本人看護婦、醫師のための學校については(京都第三十五病院及び福岡第十八病院において實施中)日本側においてその責任に基き、更に積極的な態度であつて貰いたい。

○最近の大きな問題は、いわゆる「西醫學」である。

0282



0283

「西醫學」は醫學とは名乗るが顯る非科學的であり、例えははい菌が病因となることを否定する。

相當数の醫師を擁して盛んに彼等の非科學的な、いわゆる治療を行つてゐるに拘わらず、所要の報告等をせず、加うるに最近神戸において、軍政部がその背後にあるが如き言辭を弄してゐる。

右に關しバインズ大佐より、本件は日本政府の問題であるが、日本政府がやらねば、米軍側でこれを彈壓することとしなければならぬとの發言があつた。

四 マーデン少佐（蕃獸衛生關係）

○目下米軍側蕃獸衛生關係者の講演會に引續き當地方日本側の蕃獸衛生關係者の教育講習會を開催しつゝ、ある。

五 經濟課長ネルソン中佐

○福井の復興のための木材輸送と供出米の輸送との間の貨車繰り計畫が重大問題となるであろう。

○九州地方の石炭關係者とモラン氏との間に炭坑労働問題につき會議

が行はれる筈である。

六 同課ビンス氏

○今期供出の食糧につき、農民に對する課税は、昨年の収入によるべきか、今年の収入によるべきかの問題は、今年度の収入によることになつた。

○主食の配給は一千三百一四百カロリーになるが、砂糖は一月一日までは矢張り主食として配給されるであろう。

七 同課ホルツ氏

○目下の太問題は經濟調査廳の設立である。

これは各府縣において關係廳を網羅した連絡委員會を作る筈である。

○電力節約の計畫につき研究中

○大阪港に確安を輸入することにつき日本肥料公園から當方宛請願があつた。

この結果二十五師團において調査を行つたが、倉庫その他に適當な場所がない。

すなわち濕氣、電氣配線等に缺陷が多い。

RA'-0134

0170

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0284

右に對し

日本側官憲でこの缺陷を除去することとなつてゐるが、この結果危険がないと認められれば、本件輸入は許可される見込がある。パーンズ大佐より  
右は先般テキサス市に起つたような爆発事件を憂慮するからであると附言した。

ハ 法政課長スコット氏

○近畿地方不正入國者は増加の傾向にある。  
すなわち、前週は福井方面において百一名（三隻に分乗）を逮捕した。これは九州方面における警戒嚴重のため當方面に來つたものと思われる。  
右に對しパーンズ大佐から  
これ等不正入國者は單に送還されるのみである。うだがこれ等に對し刑罰を課するのが適當ではないであらうか、と述べたので、武内より

日本側は總司令部の司令に基いて措置してゐるのであつて、右指令によれば日本官憲は密入國者を發見した場合には、これを佐世保の引揚援護局（レバート）に送りエドモントン、セントターに送付し、送還することになつてゐる。よつて彼等に刑を課することは米軍の手による權はないかと思ふが、研究してみたいと答えておいた。

○先般問題となつた超過輸出米の課税免除のことは、日本政府の意見を總司令部が採用しなかつた、ゆゑ、實施されぬことになつた。（註、本件については、右が實施されることとなつたような新聞記事が最近あり、要調査）

○先般連絡會議の際、京都市警察局長から質問のあつた中國人等逮捕の際の手續に關しては、今週中に連調にお返事出来ることと思ふ。

ハ パーンズ軍政部長

6  
連中には連調の主催により、近畿地方知事、市長との會議及び在  
大阪中央出先官廳との會議が行はれ、いずれも頗る有益であつた。



0285

殊に大阪の會議において自分が痛感したのは、過去における本軍  
政部と日本側との連絡の缺如である。例えは、同會議で取り上げ  
られた問題の大多數は、平生からこれら官廳との連絡がよければ  
同會議においては取上げる必要なきものである。ついでには今後は  
當方の電話番號も先方に通知し、先方の名簿電話番號も局長よ  
り入手し、平生から電話その他で十分連絡を計りたい。

右に對し武内より  
自分としては、これらの各廳との連絡の重要なものは當方を經由  
して行なわれることを希望する。

これは日本側官廳は語學等の關係もあるが、心理的にもしばしば  
米側の意向をよく了解せず、自分の方で仲介する方が、結果がよい  
のは、しばしば自分が経験して來たところである。

又運調としては連絡事項が如何に處理されつつあるかという事を  
常に承知し、適當の方向へこれを促進したいと考える。殊に、當  
方から二名の連絡官を當司令部内に派遣しているわけであるから  
大阪との連絡には同人等をお利用ありたいと述べた。

これに對しハインズ大佐は

その點については、運調を經由せぬ場合はその電話等の内容の記  
録を運調に送付して、承知しておいて貰うようにしよう。と述べ  
た。

○先般の宗教關係 首腦者會議（十八日行われた佛教各派首班との會  
議を指す）については、近いうちに反響があるものと期待して  
いる。なお軍政部各課においては日本民主化に關係ある法律、規則  
その他の材料を常に取り揃えておかねばならぬ。

○軍政部の人員について、最近軍政部は資格の高い日本人をアドヴ  
アイザイとして相當の高い給料（一萬五千圓前後）をもつて雇傭  
しうることもなつたのは御承知の通りであるが、右が實施された  
上は、各課に米國人は一人宛といふことになつてくであらう。

右に對し武内より

本件については既にアージェス課長からも話があり、具體的にも  
一、二人選に努力中であるが、こゝで特別に留意願いたいのは、日  
本人は軍政部の意向には最大の敬意を拂つていて、これらのアドヴァ

RA'-0134

0172

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



0286

アイザイの言うことは軍政部の意向として殆んど命令に近く取扱  
われているということである。

よつてこの人選については、慎重にお願いしたい。誠に人格の上  
で立派な人物を選ばれることが最も必要であると思う。

右に對しスコット法政課長より  
自分は部下の日本人職員に各地において講演させているが、これ  
は如何なるものであろうかと、質問があつたので、

武内より  
その内容が軍政部として裏書出来るものなら差支えないであらう  
と答えたところ

パインズ大佐は、各課の職員の言動については、各課長が嚴重に  
その責任を負うべきであると述べた。

○軍政部員の横濱への定期出張につき、先般アイテイゲス氏から希  
望があつたが、この件はなるべく三ヶ月に一度位は第八軍幹部  
と打合せのため横濱に出張することとなるよう取計りたい所存で  
ある。

○經濟調査廳の設立は、最も重要な問題であつて、かくの如き重大  
なる権限をもつた機構の長が不適任なものであることは避けねば  
ならぬ。そこでその候補者が意思弱く、不適任な人柄である場合  
連調事務局にこれを告げることが適當であると思ふ。

○軍政實施の上において、熊本、和歌山、殊に福井は充分の成績を  
上げておらぬが、福井の如きは人員の不足が甚しい。これにつ  
いて適當な措置を構じたい。

○本日本阪で聞いた税務署長更迭の件は自分は承知しないが、スコ  
ット法政課長はこれを承知しているであらうが、右に對しスコッ  
ト氏はこれを承知せずと答えた、武内より、本件は自分も唯聞い  
たわけであるから充分調査の上報告することになると述べてお  
いた。

○最後にスコット氏より  
スタンブ、タックス（取引税）は進駐軍將兵も免除されぬことに  
決つたと述べ、これに對しパインズ大佐より  
日本側の實況を見たところでわ日本官憲はスタンブ、タックスの徴收  
に餘り熱心でないように見えると述べたので、武内より研究方述べて  
おいた。

最後にスコット氏より  
スタンブ、タックス（取引税）は進駐軍將兵も免除されぬことに  
決つたと述べ、これに對しパインズ大佐より  
日本側の實況を見たところでわ日本官憲はスタンブ、タックスの徴收  
に餘り熱心でないように見えると述べたので、武内より研究方述べて  
おいた。

幸便

地本課長

京都運調第一七四號

昭和二十三年十月五日

陸軍省  
陸軍部

附属添付

京都連絡調整事務局

23.10.8  
音

0287

39-0

會 禰 長 官 殿

京都連絡調整事務局  
局長 武内 龍



第一軍團軍政部長會議事覺送付の件

第一軍團軍政部長會議の第四回議事覺御參考までに別添送付する。  
なお取扱いには充分御注意ありたい。

本信寫送付先 横濱・東海北陸・大阪・神戸・九州各事務局

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RA'-0134

0174



中央

取扱注意

「第一軍團軍政部長會議事覚」

十月二日午前八時より

出席者 武内、島、吉岡、福田

一 クリーンズ情報課長

○ 視覚教育（ヴィジュアル・ライブラリー）に關して總司令部シヨウイング中尉に對し和歌山その他の施設の状況を視察して貰つたが日本側は次第に理解を深めつゝあるよりである。

○ 十月三日より一週間火災豫防週間（フアイアー・プリヴエーション）があるのをこれに關する啓發宣傳のため秋葉フキルム二・三を準備中である。

ニ アンダーソン教育課長

○ 今週中の主な出来事として教員の會合が二つあり、その一は大津における師範學校、他は京都における師範附屬小學校におけるものである。

三 アイティゲス社會厚生課長

○ 京都では教員としての専門的敎養を高める目的でプロヂエクション、エデュケーション、アンシエーションが決議された。  
○ アイティゲス社會厚生課長の運動が昨日から開始された。  
○ 近く社會保險問題に關して根本的且廣汎なオペレーション、デイレクティブが出るはずである。

○ 福井の復興資金配布状況に關し、京都連調から數字を入手したから各課において所要の向は連絡ありたい。

○ 來週月曜日はヘレン・ケラー女史の一行とともに大阪に行く一行は奈良、滋賀にも行く豫定だが、これは夫々の府縣の軍政部で斡旋する。

○ 兒童福祉の問題で少年審判所養育院を含む計畫が進行中である。

○ 十月二十五日大阪において社會福祉關係の會議が開かれるが、これには先般九州でなしたと同一の講演をする豫定である。

四 マーゲンス少佐

○ 日本の畜獸關係者の教育は進行しつつある。

五 カウフマン氏（衛生關係）

○ 保健所の状況について、滋賀、京都、大阪を視察したが、その中や整備されているのは京都のみである。滋賀については、縣と市の間の連絡が頗る悪いから、これを調整する必要があり、豊中（大阪府）は物的設備が不充分であるが、漸次整備されるにつれて向上するであらう。

六 スコット法政課長

○ 火災豫防週間（前述一の通り）  
○ 來る教育委員選舉に投票する米國市民は國籍を喪失することになる

要は...  
別添...  
西村...  
田中...

0288

RA'-0134

0175

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



これは主として二世が問題となる。右に對しベインズ大佐から軍政部からよく新聞発表により米國人に周知方取計らうことが必要であると述べた。

○ベインズ大佐の報告

○賠償問題につき民間航空工場の調査を行つて日本産業に對する貢獻の度合、その他を考へて撤去の順位を報告することになつたので、各軍政部にこの趣旨の訓令を發した。

○目下シヤム貿易使節團が京都に來ている。今後賠償關係の各國使節團等の來る場合等においてV.I.P.待遇につきこの種指令が多いために種々困難を來すので注意が必要である。

○米作、水害、ウツカの害についての情況報告。

○労働者加配米は「四合から二合に増加し、その結果炭坑労働者の配給は「二五割度になる。二合七勺配給を十一月一日から行ふことになり、G.H.Q.から發令された。

○九州において輸入砂糖中に微生物(マイクロスコープ、ライス)がいることが發見されたが、これは煮沸して用いる必要がある。

○冷凍工場(フリージング、フランド)の増設が計畫されてい

れに對する化學原料の配給の書類がある。

右に對しマクゲンス少佐から、冷凍設備不充のために鯨肉が一八一

二〇%無駄になつてゐる實例があると述べた。

○約三週間に大阪における産業復興公團手持の重要資材の處分につき、ついて連調(中央)照會したところ、これらの資材は大部分O.P.の管理下にあることがわかつた。これに關しこれらの資材を賣却する等の方法により早く實用に供することを中央において研究中である。

○經濟調査廳の人員給與等について調査の結果を報告し、更に未だ實際の事件を取扱つた例はないと言つた。

右に對し、ベインズ大佐から、現在の各軍政部の納税、野菜等の査察チームは、十二月十五日からこの任務を經濟調査廳に譲つて解散する。従つて經濟調査廳の任務は非常に重大となることを日本側に

右に對し、ベインズ大佐は、これは全國的に査察チームが廢止されるのかと質問したところ、ベインズ大佐は、日本全体については兎に角、少くしも第一軍團管下では右の如く決定されたと答えた。

Very Important Person  
司令部の内部の取扱の基準は、  
別紙の取扱いは、取扱の指針等  
0289

○最近地方經濟安定局の人々と會談の機會があつたが、彼等は重要問題たる重要物資の登録、處分の問題を承知せず、必細い感じがした。

○統制副体中、府縣條例により設立されたものは、中央で解散命令を出すことが出来ぬゆゑ、中央政府から府縣知事に對し、目的變更等適當な措置を要請した。

スハインズ大佐

○十一月一日からの執務時間につき目下二案がある。右につき執務能率上各課から本月十二時までに意見を提出して欲しい。いづれにしても一週四十時であるが、十八時一五時までとし、土日離休日七時半一十二時、一時一四時（土曜日を除く）の二案である。

○來週水曜正午までに各課において所要のアシスタント及びアドヴァイザリを成るべくならば氏名を附して提出して欲しい。（右は軍團軍政部と近畿軍政部の双方を含む。）

○當軍政部と各軍政部チーム代表との會議は、なるべく書面で済まし、時間的費を避け度い。

○昨日のウオーカー司令官に對する報告會議の報告振りは概ね良いが、今後ともかかる場合は報告總取者の立場に立つて要點主義を厳守する必要がある。

○自分は來週月曜日出發して九州に出張して金曜日に歸着す。主目的

は石炭生産状況の視察である。福岡では地方及び陸軍政部長と會談の豫定ゆゑ、各課で問題があれば全急提出のこと。





一、二、三の教育委員選挙問題

1. 選挙を行つたものがアメリカの国籍を喪失する場合は左の  
規定に因る

(一九四〇年アメリカ合衆國の籍法)

第四章 国籍の喪失

第四の一条 出生<sup>生</sup>による又は帰化によると同様合衆國

國民たる者は左の事由によりその国籍を  
喪失す

(七) 外國に於ける政治上の選挙又は海外國領土の  
主権を決定する選挙又は人民投票への関與

2. 右の該当のものがアメリカ国籍を喪失するに至るのは

アメリカ外交官又は領事官の報告に基きアメリカ

外務省

0291

國務省及び司法省が共同決定を行ひ、その決定を  
前記外交官又は領事官から本人に通告すること  
によつて成立す

3. 右二重国籍者はアメリカ国籍の喪失による当然軍

一国籍者と同一わけがあるが、その事實は日本の戸籍

面には何等の變化を及ぼさず

4. 但し外國人登録令第九條第二項に「外國人が外國人  
として登録するとき、その者は十四日以内、居住地の市町村

の長に登録簿の書と返還しなければならぬ」との規定が  
あるのみ、登録簿の書の返還を行つた際始め、日本の

國內に於て外國人としての身分を喪失すること、なる。

5. 右登録簿の書の返還を行はぬものは、~~登録簿の書~~は特別

~~に對しては~~外務省

外務省

0292

國人登録令が十二条より罰則が適用される。

外務省

0293

一 民間航空工場の賠償問題

總教三一回工場への賠償は民間航空工場に付しては本年四月と以て賠償も一應終了。目下農司令部管内に於て順位その他につき調査を開始し其模様がある。目下のところ賠償率としては右調査に協力する段階に達するのみ。民間航空工場の撤去時期に付ては豫測に難いが軍工廠の次には民間兵器工場<sup>工場</sup>航空機工場<sup>工場</sup>の順序となるものと豫想せらるる。

外務省

0294



幸便

京連調第一八七號  
昭和二十三年七月十二日

曾 禰 長 官 殿

京都連絡調整事務局  
局長 武内 龍



連絡調整  
中央事務局  
23.10.13  
文書系

附屬添付

京都連絡調整事務局

0295 4019

第一軍團軍政部課長會議議事覺送付の件  
第一軍團軍政部課長會議の第五回議事覺御參考までに別添送付する。  
なお御取扱には御注意ありたい。  
本信寫送付先 横濱・東海北陸・大阪・神戸・九州各事務局

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RA'-0134



取扱注意

第一軍團軍政部長會議

十月九日午前八時十五分

23文

0296

一 クーリエズ情報課長

省 略

ニ デイツカーソン公衆衛生課長

○ 來朝は神戸、大阪方面を視察の機定である。

三 動物課長

○ 動物委員選舉に關しては、當選者中四十名は幹員であり、その他この選舉に關連しては、大分等で共產黨が多少の動きを見せたが、政治運動はさして見受けられなかつた。

四 アーティケス公共福利課長

○ 皮膚病に關し、關係日本各官憲が連絡協力關係を密接にして來たのは一つの進歩である。

五 ヘルン・ケラー女史の件

○ 本月二十七日、八、九日の三日に亘り各軍政部長關係調整官會議を開催するが右會議には第一軍團のみならず、第九軍團、第八軍團も出席の機定で目下準備中である。

六 經濟課ネルソン中佐

○ オペレイションヨナル、ディレクティブヨナルをもつて經濟調査團の組織・活動についての報告をすべき旨指令があつた。

七 同課ヒンツ氏

○ 本機は三千五百九十五機になつたがこれは客年の一千七百五十機に比し三倍に當りインフレーションの進行を物證つてゐる。

○ 九月七日の閣議決定に基づく購買・進代値上の件。

○ 百以上の物品の價格統制よりの除外に關する最近の決定の件。

Agricultural extension の件。

八 同課ホルツ氏

○ 艦機用飛行機工場の調査は近畿・九州は既に終了し東海北陸は未だ報告はないが殆んど終了の景況である。

○ 中央より西下のラインユリ一氏(？)とブラチナ、金、銀等の物資生産のための使用についてチェックを行つた。日銀所蔵のこれら貴金屬が實際に生産者に割當られ且使用されるまでには相當の額流れがあるので、これをチェックする必要がある。これら貴金屬の現在

RA'-0134

0181

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



高は餘る少量であり殊にブラチナにおいて然りである。そこで日本  
側に希望したのは、商工局等の關係がこれら資金の代用金を  
考へることであつて將來これらの供給の増加する見込みないことゆ  
え、その必要は大である。例えば銀の代りにブロンズを用いること  
は有量であらう。

○經濟調査廳の人員充足状況説明

右について栗栖安本長官の逮捕が經濟調査廳の擴充發展に影響あり  
や等につき論議あり。

○賠償用航空機工場の調査は來週中に完了の豫定である。

○リース氏と機借物資の配分につき研究の豫定である。

ハ 岡謙モラン氏

○最近一週間の労働問題の状況は先週より良好である。電産は講停に  
同意し族抗労働争議は平和的に行われつゝある。賃銀問題は一ヶ月  
中に合意を見るこの豫想もあるが、これは樂觀的過ぎるかも知れな  
い。

ハスコット法政課長

○教育委員選舉については大して不正乃至缺陥等はなかつた模様であ  
る。

○第三國人關係犯罪に對する令狀（ウォーラント）交附の問題は更に  
上級當局に問合せ中である。

○朝鮮の國旗は自由に掲揚させないことに方針が決つた。

右に對しハインズ大佐より北鮮の國旗の模倣等を八軍に問合せるべ  
き旨の命令があつた。

○取引高俊の成績は頗る不十分である。

○法政課では近日中に總選舉が實施されるやも知れぬ準備に備へて研  
究・準備中である。

○ヘック少佐は横濱軍政學校に趣く豫定である。

ナ リットカース中佐

○土曜日朝のこの會議においては成るべく全員に關係のある問題の要  
點を簡潔に述べようとして注意ありたい。

ナニ ハインズ軍政部長

○スウイング少将は軍政部の活動に多大の關心を持しているが活動  
状況の報告には會談要録（カンヴァアセイション、アブストラクト）  
その他に一層迅速・正確を期せられたい。

0297

○九州視察旅行は非常に有益であった。石炭問題については炭坑中にも入り十分視察したが、安全維持関係においては不十分であると痛感した。石炭の増産計画については今後ストライキ、不時の災害がなければ今年末には生産目標に達するものと思われる。

○別府で花柳病の問題が非常に重要であると痛感した。これについては有<sup>り</sup>適切な手段を速に採用することが必要である。

○地方視察の場合には軍政關係官の報告聴取に止らず、進入で例えは病院、工場等の施設を親しく視ることが肝要である。例えは児童労働の如きにしても自分は京都その他の各地で幼年児童が労働に従事しているのを見た。その際年令を聞いて十才との返答を得たことも甚々である。

十二 武内局長より

○自分から報告したいのは、中国人に對する課税の問題である。財務局長及び各税務署は、中国人脱税者に對しては中央に請願することなく直ちに控索、差押の措置を取るよう、但し右執行に當つては各軍政部より令狀(ワオーラント)の交附を得た上で、これを行うよう訓令を受けているが各軍政部では右令狀交附に對する訓令なきため

武内局長より  
 本件を以て  
 勇断を要す

この交附を行わずそのまま足踏みとなつてゐる。税額も莫大であることゆゑ御研究を願いたいと述べた。

右に對しスコット議長より

○右問題については聯々八軍に請願してゐるが回答がない。大体において課税は日本側官憲のみで實施出来ることになつてゐると述べたがこれに對しヘインズ大佐は

○その問題は後刻別に武内局長・スコット議長及び自分の三人で研究しようと思へた。

十三 島大阪選該局長より

○問題になつたデモ行進に際する市條例は去る五日市會を通過し條例第七十七條として即日施行せられた。

○都市計畫區域内の買収地地の習俗(所謂五年線確保)の問題に關しては、大阪府では双方の對立が激しく未解決の状態であるが、今月中に措置を要するので、知事は決定する事に決心した。その實施に當り知事がやり易いように軍政部で東京軍政部の聲明と似た措置を取つて敷きたいと述べた。



右に對しハインズ大佐より

○この問題に關しては日本側で腹を決めて兎に角やるべきものはやらねばならない。世論に訴えて知學の執らんとする措置が正しいことを勢力してのみ込ませる方法が最良であると信ずる。知學の措置が正しいことを軍政部の聲明を以てバックして貰らうという方法は實成出来ないと思えた。

0299

RA'-0134

0184

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

道 記

右會議後別室でパーソンズ軍政部長と武内局長との間に左の趣旨の會談が  
行われた。

パーソンズ大佐より

◎九州炭坑の安全維持状況の不良については中央政府が現地に保安關係  
技師を派遣し、現實にこれをチェックし、資材等の割當指令も行うこ  
とが有効と思う。

◎別府のV・D（花柳病）の問題について自分の心配しているのは、主  
として米軍兵士の問題だが、これは同時に日本人の問題であつて、日  
本政府において適切な措置を講ずることを要する。

◎課税問題については、初め軍政部長は六十パーセントを今年中に確保し  
ようとしたが、スワインガ少将は、所得税を今年末までに、今年度分  
の百パーセントを徴収し、來年一月乃至三月の間に滞納額の整理を行  
いたいこの方針である、と述べたので

武内局長より

自分としては、百パーセントは無理だと思う。これは技術的問題ゆえ

研究した上で意見を述べたいと、述べた。

これに對しパーソンズ大佐は

或は七十五パーセントを目標にするのが正しいかも知れぬ、いづれに

せよ、議論からの意見を早く提出して貰いたい、と述べた。

◎中國人脱税問題に關しては、スコット氏をも招致し、次の如き會談が  
行われた。

スコット氏より

課税問題、民事等に關する第八軍指令につき説明した後、更に直ちに  
第八軍に照會したいと述べたところ。

パーソンズ大佐より

自分の見る處では、顯著な脱税者に對し、米軍側で捜査令狀（ワオー  
ラント）を發出することは差支えないと思われ。

さうでないこの問題は又停頓し何時までも解決しない恐れがある。  
と述べたので

武内局長より

日本側としては法律問題が判然と決定するのではなければ、税務署方面

0300



でも、中國人を恐れるゆえ伸々思い切つた措置に出られないのではな  
いかと思う。問題は一日を争う性質のものでないことゆえ、假に乘過  
の水曜日を期限として、それまでに日本側の足並みを揃えて費下に報  
告することにした。と述べたところ。

パインズ大佐より

米軍側としては、米も角、軍政部に對し、稅務署長から請求ありしと  
きは、授受令狀（ワオーラント）を交附するよう訓命を出しておくか  
ら、日本側では最も顯著な脱稅者をこれに基いて處分し、これに  
publicityを興えること然るべしと述べた。

これに對しスコット氏より

✓ 令狀を交附する米軍側の権限は軍政部ではなく、軍團ではプロヴオス  
ト・マーシヤル、神戸地區では基地（ベース）指揮官であると述べた  
ところ。

パインズ大佐は

◎ 然らば、第一軍團長の名で訓命を出し、神戸については、軍政部より  
基地指揮官に連絡させることにしよう、と述べた。

右に對し武内局長より

◎ 日本側としてはこの問題は重要であるから、財務局長等と連絡して十  
分に準備及び促進を計り、その結果を報告しよう、と述べておいた。

0301

RA'-0134

0186

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

取扱注意  
 京連調第二〇五號  
 昭和二十三年十月十九日  
 附屬添付  
 京都連絡調整事務局  
 局長 武内龍  
 郵便  
 地方部長  
 第一軍團軍政部課長會議々事覺送付の件(第六回)  
 第一軍團軍政部課長會議覺御參考まで別添送付する。  
 本信寫送付先 横濱、東海北陸、大阪、神戸、九州各連調  
 京都連絡調整事務局  
 連絡調整中央局  
 23.10.25  
 文書係  
 0302 4297

RA'-0134

0187

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



中央

取扱注意

第一軍團軍政課長會議覺

十月十六日午前八時十五分より

(出席者 武内局長、島大阪連調局長、吉岡、福田兩連絡官)

クリーニング情報課長

○各地のレイアウトに對して各種の米國雜誌類が多量に供給されることになつた。

これは各地で過剰になつたものを二、三ヶ所の集配所(デポウ)に集め、ここから各府縣に分配されるわけである。

○映畫の件(レイアウト映畫試寫を各係官は検討して欲しい)

○今後強調される重要問題は公民館(スイテイズンス、パブリック、ホール)の問題であらう。

大津にはこの比較的良いものがあるゆゆえ、郷に行きたいと考えている。市民の集會所たる公民館が如何なるものたるべきかと云うよりなことに對して一般に周知せしめる必要がある。

右に對してハインズ大佐より

名古屋で實施した裁判劇(モック、トライアル)は非常に成功したといふことであるが、この方法は公民館の問題或はその他各課において重要視する問題に利用すればよいと思ふと述べた。

右に對しモラン氏より

滋賀縣で實施した労働問題に關する劇も非常に成功だつた由であるから、これを他府縣にも及ぼすことを連調で考へては如何と述べた。

ニアンダイソン教育課長

○和歌山縣を視察したが、映寫機は六ヶになり縣内各地で利用されている。

○和歌山軍政部の有能な日本人使用者を八人免職した由だが、かかる日本人使用者減員の方針が樹てられたのだらうか。(右に對し、モラン氏はこれを否定し調査することになつた。)

○近畿地方の婦人指導者について

○總司令部において最近宗教問題に關心を示しつつある。來週一名、視察者が總司令部から來るが、その目的は(一)學校における宗教教育

禁止の緩和(二)京都の神社、佛閣等の重要建築又は國費から學校生徒を遠ざける方針の緩和の二點にある趣である。

○ドイツカーソン衛生課長

○港灣における防疫を日本側に移管する件は十月一日に實施される筈であつたが無期延期となつた。

○看護婦教育の件

○チブスの豫防について大阪では、市外よりの通勤者(コミュニタ)又は官公吏等に對し強制的に豫防注射を行うといふ話があるが、この措置が合法的か否かは自分は承知しない。

○スコット法政課長

○ヘック少佐は横濱に趣き、税問題を打合せ中である。

○ヘック少佐は横濱に趣き、税問題を打合せ中である。

9/14 昭和14年 区役所

JA3 SCAP 11/19/27 外 2.20.25.4. 11/19. 11/27.

0303

○ 中國人その他の第三國人に對する租稅徵收關係の令狀發出に關する指令は發出済である。

一 右に對し武内局長より自分としては財務局及び各稅務署において統一ある有効な處置をこるよう斡旋し、もつて米側の好意ある措置に報いたいと考へていると述べた。

○ 花柳病豫防法を英譯中であるから近く關係方面に分配する。

○ 朝鮮人の密入國は九州の方面が取締嚴重になつたためか、近畿地方において増加して來ている。最近和歌山縣の御坊で五十名逮捕した例がある。

右に對しハインズ大佐より

この問題は長い間の懸案であるが何とか密入國者を嚴罰に處する等具体案を考へ出さねばならぬと述べたので。

○ 武内局長より

自分の承知するところでは、密入國者に對し、六ヶ月までの投獄をなし得るが右は密入國者にとつては本國における生活水準にも鑑み余り苦痛にならぬようである、と述べた。

○ 横濱において十一月一日より五日までの間、法政關係官の會議が行われる豫定である。

○ 運調より北鮮の國旗の圖案を入手したゆゑ、掲揚禁止參考として各方面に配布する。

○ 武内中佐

○ 各種機械會與の件

○ 視察等のため當地方に來る貿易業者、外交官等があるが、その待遇は屢々紛らわしく、面倒である。貿易業者は大体貿易廳がこれを取扱うわけであるが、最近は國連代表者として外交官の身分を持つていながら、現實には貿易關係の仕事をやつてゐる者等もある。

○ オリエンタル、エコノミスト誌は仲々良い資料を載せてゐるゆゑ、軍政部各課において一應目を通されることをお奨めする。

○ 蹇調は三重縣を視察の豫定である。

○ ヒンツ氏

○ 勞働加配食糧を工場で配給する制度を變更して家庭配給にする問題は結局反對が多く従來通り工場において配給することとなつた。

○ 近く Food adjustment committee の委員の選舉がある筈である。

○ 來調は兵庫縣に趣き、米の供出會議に参加する。運調においてもこれに参加を考慮せられたい。

○ ホルツ氏

○ 航空機工場の調査は完了して撤去に關するレコメンデーションを提出した。神戸、大阪、名古屋の工場の撤去をリコメンデしたのは輸送及び荷造資材等の問題を考慮した結果である。

○ 地方における輸出手續簡易化の問題。

○ 經濟調査廳の活動狀況、人事に關する報告。



0305

右に對しハインズ大佐より  
 經濟調査廳は九月十五日から歸廳することになつていながら、人事  
 は一向に進捗せず、事件の調査及び摘發も殆んど行つていないのは  
 慨歎に耐えぬ。日本政府におけるこの經濟調査廳の重要任務に鑑み  
 大いに促進を計つて欲しい、と述べ  
 更にスコット法政課長に對し、徴稅査察官（タクス、インスペクタ  
 ー）の活動狀況の調査を命じた。  
 前にもこの席で問題にしたことがあるが、B S B、E I B等は郵便  
 料の豫算不足のため十分に事務の遂行が出来ぬ狀況である。これに  
 對して、官廳郵便を無料にする制度の緊急の採用が必要と思ふ。  
 ○來週は大阪に出張し、復興博覽會、その他を視察の豫定である。

○各課において採用希望のアドウヴァイサーその他については來週中  
 に措置ありたい。今週中にBoard Standard Operational Procedure  
 をしる。  
 ○富課のアドウヴァイサーについては運課から候補者を推薦して呉れ  
 たので來週早々面會してみる心算である。  
 ○外國人食糧配給については最近米價よりの輸入食糧がなくなり、す  
 べて日本産のものとなつたため、種々困難を生じ、神戸等で不満を  
 表し騒ぐ者がある。中には、配給がなければ闇市場で入手すると強  
 購する者もある等、ここには、配給がなければ多少騒がしいことと思ふ。

○前週中はヘレン、ケラー女史來訪のため多忙だつた。各方面からの  
 贈物が多く、京都では未だ荷造りが済んでないやうな狀況である。  
 ○二十七日より開始の社會福祉課の會議につき各課から關係の問題  
 につき出席説明されることを希望する。討議の主題は、例へば兒童  
 労働の問題等各課に關連のある問題が多い。  
 右に對し、ハインズ大佐より、  
 兒童労働の問題は前週も述べた通り、最も大層な問題であるが、こ  
 れに對して一般に教育が普及すれば、兒童労働が次第に行われなく  
 なるからそれを待とうなどと考へるのは誤である。最も必要なこと  
 は顯著なる法令違反の雇傭者を處罰して、これを公表することであ  
 る。これによつて一般の雇傭者を戒めることが出来るわけである。  
 脱稅の問題についても同様であつて、適切な方法によらねばエメル  
 キーを浪費するだけである。即ち脱稅者中の顯著な者を處罰に處し  
 これを公表することが他の脱稅者の納稅を促すことになるわけであ  
 る、と述べた。

省略  
 エンゲルハルド大尉  
 エミライ少佐  
 ○軍政部報告に關するオヘレイショナル、ダイレクティブ五十三號の  
 説明等。

RA'-0134

0190

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

十二リットカース中佐  
十三武内局長

○日本人通譯による翻譯の添削について、  
○本年末における徵税の目標が前回の會議で論議されたが、當方から中央に照會したところでは、所得税は一年を三分して四ヶ月毎に税額を査定する關係もあり、六十六%以上の徵税は技術的にも絶体不可能であつて、七十五%は到底無理の由である。その他東京の説明は別に英文にして差上げる。  
○佛敎界における日本人の民主化、敎育、福祉問題等に關する動きについては昨日自分のところに各新聞の宗敎記者を集めて、その背景を内話し、この種報道を務めて記載するよう要望しておいた。但し新聞の商業的經營の實情に鑑み上級編輯責任者に更に話をする必要があると考へている。

0306

幸便

京連調第二一七號  
昭和二十三年十月二十七日

取  
扱  
の  
旨

京都連絡調整事務局  
附屬添付

連絡調整  
中央事務局  
23.11.1

京都連絡調整事務局  
局長 武内龍次

朝海長官殿

第一軍團軍政部長會議々事覽(第七回)送付の件  
なお、取扱には充分御注意ありたい。  
本信寫送付先 横濱、東海北陸、大阪、神戸、九州各連調

0307

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RA'-0134

0191



改定通達

第一軍團軍政部長會議々々

十月二十三日午前八時十五分より

出席者 武内局長、島大政運調局長、吉岡、船田副運送官

一、ネルソン 經濟課長

○運輸問題に關してオペレイションヨナル、ダイレクテイヴ十三號が出て  
いる。これに基いて軍政部長も日本滿物資の輸送のチエックを行うわ  
けてある。日本側は訓令十四號によつてこれを行うことになつてい  
る。

○大阪港における砲安の倉庫の問題はその後第二十五團も砲安の結果  
全地域ではないが相當に地域を擴大出来るようになった。

○金庫における會議でも問題となつたが主要都市の道路修復計畫のた  
め六千噸のアスファルトが放出されることになつた。その内京都、  
大阪にも大分配給されることになつていから京阪神の道路も改善  
されるであらう。

○朝鮮人団体から示威行進用等にカンリン特選要求があり、日本側で  
これに應じている事例があるがこれは正當ではないとの經濟科學局  
の意見である。

二、同課ハンソン氏

○従來漁船漁獲のための船組に燃料を使用することは許可されてい  
なかつたが、今後は當該府縣において漁業用燃料から必要量を差引い  
て用いる場合には差支えないことになつた。

○露露又は永雪の結果に基く米穀の供出割合の減額の數字が表さ  
れたがこれによると近畿は九割、東海北陸は三割、九州は三六割で  
あつた。府縣別に顯著なものを見ると、岐阜十七割大阪が十六割和  
歌山が十四割長崎が十一割等である。結局、全国的に見ると今年に  
比して米庫九千石の増加に過ぎないわけである。従つて今年の出出  
には米庫増成を期せよと支障を尋ずるべきである。

三、ホルツ氏

○賠償問題について訓令を受取つたが、これによると従來賠償額の  
計算等に關しては、直政部は何等通報を受けなかつたが、今後はこ  
れに關係することになつてい。

○その後引續き經濟調査隊の人員充足の模範等をチエックしているが  
現在のところ、近畿は二十割九州及び東海北陸は十八割の稼働であ  
る。

○ハイヤーの活動、監督に關して、新しいオペレイションヨナル、ダイレ  
クテイヴを受取つたが、これによると今後は各軍政部長もクアラランタ  
イン等の問題には關係し、プロヴオウ、マーシヤルと連絡して、こ  
れに當ることとなるわけである。

○大阪の復興博覽會に未だ行かれない意軍政部長には一見をお奨めする

0308

0309

殊に産業關係及び民間情報教育關係方面の關係官に就いて興味あるものが多い。

○アルダレン大尉(労働訓練モラン氏の後任者)

○今津中近畿地区の軍政部労働關係官會議を行つて今後二ヶ月間の目標及び計畫をサジェストした。

○産業のストは擴大しつつある。今日からは京都でもE級線の停電ストが行われるはずである。

これが今後更に擴大すれば第一軍團の問題とならう。又、管下における重要産業の生産を停頓させることとなる。

○右に對しハインズ大佐から成行を注視し、第八軍に對しても隨時報告すべき旨命令があつた。

○マイツカソン公衆衛生課長

○ミス、カーターが着任したが、來週月曜日から勤務するはずである。その前はすべてルティーンである。

○メクソン情報課長

○名古屋で行われた模倣裁判(モック、トライアル)の台本を手に入れたが、これをそのまま、近畿地方で再演することは出演者が専門の俳優三人のみで、後は現地の判検事である實際上不可能であることが判つた。しかしこの筋書に従つて連判官の脚燈で當地辯護士會において同様の試みかなされる可能性を打診するつもりである。

○新設の分館制度は補充されつつあり、近畿は神戸、九州は小倉、東北は仙台、信濃は夫々交換所が設立された。最近映画被服技師の講習會に出席したが、百五十人許りの青年男女がこれに参加していた。

○新しいフィルム「ニュー、イングランド」を受取つた。

○愈々來週から調査課長室に軍政課の参考資料展覧室を開設し、現在揃つている分の資料を陳列するが、關係各課において右資料を常に整備方針ありたい。

○來週は滋賀の公民館を模範的のものとして推薦する豫定である。

○マインダイン教育課長

○先般ハインズ大佐が問題とされた少年労働に關係するのであるが文部省は十一月一日より十日まで年少労働者保護強硬運動として未成年齢者の宣傳を行うことになつており、少年婦女労働保護指導の目的をもつて、コミュニティ、カウンスルが作られるが、それはE.A.、婦人團體の代表者及び労働關係官吏によつて構成される。右に對しハインズ大佐より、こういう際に宣傳啓蒙を行うのは勿論結構であるが、現在年少労働者の就業を禁止する法律が存在する以上、當時これを實施して右側間の到來をまたすともどしどし違反者を誘導し、これにパブリシティを興えることが大切であると述

RA'-0134

0193

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



0310

○ 学校給食に關しては新聞にも報道されたが、粉ミルク及びスープレの素が、その調製法の十分周知されておらず、空しく捨てられることも多く、二十多も無駄になつてゐるという事である。

○ 宗教教育禁止の嚴重な決定、特に學童の社寺参拜禁止の緩和方を目下参司令部において考慮中である。

○ コミュニティ、チエストの成績は、不十分の模様である。

○ 陸軍政務内に共同募金の箱を配置したから各隊の何分の御寄附を希望する。

○ 右に歸しては、宿地において警備隊力機體としての治安協會が三千七百萬圓の寄附金を目下集めつゝあるのがこのコミュニティ、チエストの寄附と同時に進行されてゐるため、京都コミュニティ、チエストの目標額は五千萬圓、その不利な影響を受けてゐるものと思われる。

右に對し、アンダーソン氏から自分の簡接に聞いたところによれば、警察隊力會の寄附金募集のためには警察官が戸別訪問を行つてゐる趣である、と述べ、ヘインズ大佐は警察官の戸別訪問や寄附金募集は全く不當であるから、取止める必要がある、と述べた。

要旨

○ 先に記した朝鮮人による示威行進等のためのカンリン使用は去る三月以來禁止されてゐるところである。

○ 中國人の撤換問題については、ヘック少佐が第八軍と打合せに来たのであるが、彼の學問知識を缺くものがあり、今週も引續き先任警備隊より發出した連合隊人、特に中國人の撤換手續に關する討議を行わざるをえなかつた。即ち他方では必要の場合、後援者の要求に基き、中國人に對し捜査その他の令狀の發出を行い得る旨は管下軍政部に通告済である。ところが神戸警備隊司令部では、撤換手續は日本隊において取扱うべき問題であるとして、令狀の發出を拒否してゐる由であるが、同司令部が第八軍の直轄であり、警備隊の家下に屬しないから、今のところこれに命令するわけには行かなくて困つてゐる。他方参謀から入手した電報によると、参謀部及び第八軍においては、この問題は過去において發出されてゐる指令によつて明瞭であるとして、新たに命令等を出す意向はない趣である。

右に對し管内より日本傳各報記者及び財閥層は、中央から中國人に對する捜査その他は軍政部から令狀の交付を受けた上でこれを行ふようにとの明瞭な命令を受けて、おり、従つて昨日も大阪府警局長以下にもヘック少佐の許で會談をしたのであるが、現在のまゝの専断では、大阪京都では中國人に對し捜査差押等の措置を行い得るに對し、神戸では傍觀する他ないが自分の考えでは、かゝることは徒に最も重要な

RA'-0134

0194

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0311

神戸の中国人の脱税者及び滞留者に尋問の審判を身にし、  
の余裕を興えることとなるから、不慮であると思ひ、従つて我々の  
開からも中央に連絡するが、遂に神戸の事態が明瞭になるようお取  
計い願ひたいと述べた。

これに對しハインズ大佐は、  
神戸の規模が豫期に反して功く行つてないのは遺憾である。早速ス  
インダ少将にも話をして迅速に解決する心算であるが大敵、京都に  
おける指圖はこのまゝ進められたい、と述べた。

十ミライ少佐

○ジエイムス、シユエツプ氏（牧師）より映画撮映に關し、使直供與  
方依頼があつたが、本人は宣教師であり占領軍との正式關係が如何  
なるものであるかその點が不明確であるから、それをまづ確めて後  
使直供與の調否を決定したい。

十一エンゲルハート大尉

○秘探の報告は机上にすぎだして實かぬより、必ずその上に別のもの  
を置いて表面に出ぬようにしておいてもらいたい。保管にあつても  
も鐘のかゝるものにしてしまつておくことを忘れないようにしてもらい  
たい。

十二リトカイス中佐

○栗浦は二日間各將校は買辦別隊の練習があるから、各人何日の日に  
當つてゐるかをよくみておいて貰いたい。

十三武内局長

○今般車販部資料展覧會において陳列される、オリエンテイション用  
の各種資料は常にアップ、ツイ、タイトのものに整備しておいても  
らいたい。

○經濟調査隊の人員充足及び活動の状況に關しては、當方においても  
鋭意調査をして、その結果を御報告しているが、最近発見したこ  
ろによると、滋賀縣等の經濟調査隊地方機關では、未だ中央政府か  
ら全然激算の送附も受けていないことが判明した。これは技術的理  
由によるものと認められるが、更に調査中である。

右に對しハインズ大佐から、その事實は中央に報告済であるかとの  
質問があつたので、これを肯定した。

○目下旅行本節であるので、多数の學童が團體旅行をして京都に来て  
いるが、これらの學童は神社、佛閣の境内に立入ることを得ぬため  
これを避けて、行動する必要があり、市外、屋敷等を見物して歸  
るといふ状態であるが、遂に何等かの調査指圖が望ましい。

右に對しハインズ大佐及びアンダーソン少佐、スコット法政課  
長の間に意見の交換があつた後、ハインズ大佐より  
先陣隊が出たが、總司令部隊官が近く當地に出張して來ることとな  
つてゐる目的の一は本件であるから、近く何らかの緩和指圖が執ら  
れるものと思ひ、と述べた。



○警察協會の件について先程副が出たが、京都においては、各警察の  
 地区の治安協會の組織は終了し、近くこれら協會の連合体の組織が  
 行われる様である。なお、これら治安協會の準備は種々考えられる  
 が、他方において各自自治体は警察費の支出に四苦八苦しており、こ  
 の際會の目的の一はこの經費をカバーするにあるわけである。  
 右に對しヘインズ大佐より  
 警官一名を設置するためには年額三十萬圓を要するといふことは自  
 分も聞いていたが、しかし、自治体は所要の警察經費を課税に基  
 據算によつて拮抗すべきであつて、個人的な寄附金に頼るべきではな  
 いと信ずると述べた。  
 ○修學院艦隊における松茸がりに對し第一軍艦幹部を招待の件。  
 ○ヘインズ大佐  
 ○舞鶴市及び舞鶴接護所、舞鶴保健所視察の際の印象。  
 ○舞鶴市を聞いたところによると、同地において漁夫に配給されてい  
 る油は直達して使用に困難の出である。

以上

0312

京都連絡所 第三三三三號  
 昭和二十三年十一月三日  
 京都連絡所 局長 武内 龍  
 附島添付  
 23.11  
 文書  
 第一軍艦軍政部長官會議(一回)送付の件  
 第一軍艦軍政部長官會議(一回)送付の件  
 取扱いは充分御注意を要する  
 本信局送付先 舞鶴、舞鶴北砲、大坂、神戸、九州各連絡所

0313

RA'-0134

0196

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



中興

取扱注意

第一軍團軍政部長會議(八回)十月廿日午前八時十五分より

出席者 武内局長、島大阪連調局長、吉岡、福田兩連絡官

一 アンダーソン教育課長

○十一月一日より十日までの間行われる年少労働者保護運動の宣傳用  
語材料を準備した。

この件については今回の社會聯社關係官の會議においても話をして  
各チームの協力を求めておいた。

ニ クーンス情報課長

○三月以來問題となつて来た視覚教育計畫が漸くその緒について今般  
右に歸する。D五十七號が送られた。

○フィルム撮映の計畫を持つた例のシユウエツブ氏については今般總  
司令部のレヴィ大佐の署名のある書簡を入手したが、これは同人に

必要なカーテンを興えられたしとの趣旨のものであつた。

よつて撮映の件も東京のOIEから許可状が出れば當司令部でも同  
人を援助したいと思ふ。

○兒童の風邪豫防に關して。

○本日十時より映寫室で映畫「労働組合の目的」(ハワイ、レイパー  
ユニオン)の試寫會を行うから希望の向は出席されたい。

三 アイテイクス社會福祉課長

○二十五日大阪における新設の社會事業學校の開校式に列席した。

○第一軍團管下社會福祉關係官の會議は總司令部第八軍、第九軍團の  
關係官及び連調代表の出席を得て、三日間にわたり開催したが第九

軍團ボツツ氏も指摘した通り、今回の會議において特に注意のあつ  
たのは、日本總連絡官の出席をみたこと、彼等が夫々九州、東海

北陸に歸り府縣健康衛生係官に必要事項を傳へるようになったことである。  
今回の成績にもかんがみ今後は厚生のみならずその他のこの種會議

に出来るだけ日本側代表を出席させることが望ましいと思ふ。

四 公共衛生課長ハンセカ大尉

○醫療衛生關係士官二名が長崎、福岡に配屬され防疫事務に當ること  
になつた。又北陸地方に看護婦が配屬された。

五 同課カウフマン衛生技師

○京都の水道では設備不十分のため使用クロリン(強素)の二十%

が浪費されているので、この點改善の必要がある。これに關して東  
海北陸地方にチェックをしたが難點は生産ではなく、輸送用のシリ

ンダーにあることである。

なお、京都の水道は米本國の標準から見れば十分であるが、米軍の  
標準から見れば不十分である。クロリンの生産が増加せぬ場合は

日本中で米軍駐屯都市の水道のみが減産されて非常に良い状態にあ  
るが、その他の都市の水道は非常に悪いという結果とならう。

0314



ハスコット法政課長

神戸の市議員中朝鮮人 問題に關連して米軍に逮捕された者の給  
與を停止する件の法律關係については、中央においてG.H.Q.第八軍  
及び日本政府の間で研究中である。

○二世に對して従軍の事實なき旨の證明書を交附する件について三重  
縣で又も日本官吏が虚偽の證明書を交附した問題が起つてゐるか確  
實に軍隊關係がないという事實が判明してゐない限り、輕々にサイ  
ンせぬより留意ありたい。

○十一月一日より開催の法政關係官會議については議題も逐次提出さ  
れる等準備は萬事進捗中である。

モネロン經濟課長

○朝鮮人に對するカソリン配當問題については、本日大阪連調局長よ  
り調査の結果を入手したが、經濟關係以外の不當配當は行われてい  
ない模様である。

○數ヶ月前より日本側で四千台の貨車製産計畫を實施してゐるが、こ  
れに關連して現在の引受數よりも更に多數の貨車の製造を引受け得  
る工場があるので、これをG.H.Q.に報告したが中央の方針はなるべ  
く政府の工場に製産を集中せんとするものであつて、これは鐵鐵の  
製産額が少いたためなるべく能率的に貨車製産を行いたいとの理由に  
基くものである。

○連合國人の財産返還問題について、D五十五號が發せられたがこ  
れは從來のデイレクティブと大差ないものである。

ハ同課ハンソン氏

○先週は供米關係視察旅行を行い話をしたが今週も或は話をし或はパ  
ンフレットを配布する豫定である。

○なお、序に十月二十日現在の早場米供出状況をいうと第一軍團管下  
の早場米産地である福井、石川、富山のうち石川は八六、六で全圖  
第一位、富山は七二、多で僅少の差をもつて新潟に敗れて第三位とな  
つてゐる。

この訛子なら石川が第一で百多供出、次いで富山が第二位という風  
になり得るであらう。勿論新潟が頗る生産額が多いことは事實であ  
るが、今年と同地方は非常な豊作であるのに比して第一軍團管下は  
それ程でないゆゑ今述べた成績は悪くないといえよう。

○なお、供米報酬物資として千二百萬ヤードの輸出用纖維製品を配給  
することになつた。

○漁獲の關取引についてであるが漁場の方では都市の荷受機關の許文  
に對し多少の超過量を送附して、これを闇値で引取らせることが行  
われてゐる模様だが、かかる事は是正する必要がある。例へば都市  
の荷受機關が六十日間かかる引受を拒否するものも一法と感ずる。

0315

0316

右に對しハインズ大佐よりこの問題は各軍政部及び連調と協力して防止に努力すべきであると述べた。

これに對しネルソン中佐より野菜の供給状況はその後も頗る豊富であつて、一般食糧事情の好轉と相俟つて都市の倉庫は充満している状況であると述べた。

更に之に對しハインズ大佐より「然らば、野菜は統制を外すべきであるか」と尋問したので

これに對しネルソン中佐より「自分は以前より、その意見である」と答えた。

大同 同 藤 氏

○大阪經濟調査廳の鈴木局長代理が來訪したが、その話によると、同廳には警察の経験者がいないために、米側よりFBIのやり方を承知したい。殊に地方官憲との協力及び調査の要領等につき教示を得たいとのことであるがこれに對して法政課あたりで教示方を考慮されたい。

右に對しハインズ大佐より「FBI關係の人が十二日には來訪するはずゆゑ、これと會合説明させるように取計らおう」と述べた。

○冷凍工業の現状は食糧の保存という見地からは先ず十分であるが、

生産額の十五乃至二十多がアイスキャンデー等の不急事業に使はれている状況であるので製氷設備の相等数を修得することをG.H.Q.にリコメンドしておいた。これによつて、輸送漁獲の水補給施設を考慮中である。

○賠償機械中、評價済であるが未だ目錄未調製のものマーケティングを實施中であるが、これは数千個の品目を含み大事業である。

○輸出入許可證の手續の簡易化について中央と連絡しているが、容易に改良の見通しがかつかない。そのために出港準備が全部整つていないものが輸出許可證が届かぬために港でむなしく数日留められる事例が起きている。

十 労働 藤 オ グ レ ン 大 尉

○電産の争議は解決の見通し遙に遠く、G.H.Q.の勞務課はこれの讀停のため忙殺されている。

○私鐵の勞働契約は近く更新されるはずだが最近自分を來訪した、ある私鐵の經營者側の方が極秘に語るに、このことによれば右の解決は容易でなく、十二月初旬には争議が始まるらしいとのことである。

私鐵争議がマ元帥のストライキ禁止令に該當するか否かは問題であるが、該當せぬとの解釋が有力のようである。

右に關しハインズ大佐より

要は

RA'-0134

0199



0317

炭坑の賃金争議は如何になつてゐるか報告すべし、との命令があり  
また労組内の共産黨の活動に對する對策如何との質問があつたので  
これに對しオグレン大尉は  
炭坑の賃銀問題は未解決で、中央で交渉繼續中である。労組中の共  
産分子の支配排除に關しては労組の全員がなるべく頻繁且規則的に  
會合して會談することが必要であると宣傳してゐる、と答えた。

十一ミラー少佐

○科學使節團の九人が十二月十一日に來訪の豫定であるから、その會  
談における説明要旨、參考資料を整備しておかれない。

十二マツクレラン氏

○社會研究使節團（ソウシヤル、スタディー、ミツシヨン）が十一月  
十五日頃より二週間京都に來るはずであるが、これは大統領使節團  
（ブレジデンシヤル、ミツシヨン）である。

十三レモン大尉

○明日よりの和歌山出張旅行の準備は完了した。

十四リットカース中佐

○軍政部内のタイピストとステノグラファアの能率的使用について。

十五武内局長

○軍團の九州視察旅行について。

○對中國人課税問題について後刻更に軍政部側の説明總取及び日本側  
の立場の説明を行いたい。

十六ハインズ大佐

○士官級の軍政部署員で京都ホテルに宿泊中の者は軍政部宿舎に移轉  
されたい。これは宿舍缺乏のための仕方を得ない處置である。

○和歌山の高野山への出張旅行の豫定について。

○近日中に神道各派の代表を集めて佛敎の場合と同様の會談を降催し  
たい。

以上

HEADQUARTERS EIGHTH ARMY  
United States Army  
Office of the Commanding General  
APO 343

OPERATIONAL DIRECTIVE)  
NUMBER 57)

25 October 1948

JAPANESE VISUAL EDUCATION PROGRAM

1. References.

a. "Basic Post-Surrender Policy for Japan," Far Eastern Commission, 19 June 1947 (previously distributed to military government units).

b. Operational Directive 57, this headquarters, 16 August 1947, subject: "Civil Information Activities."

2. To promote the reorientation objectives set forth in reference 1a, further implement the provisions of paragraphs 7c (4) (b) (c) and (e), reference 1b, and aid in the establishment of a Japanese visual education program designed to reorient and reeducate the Japanese people, the Supreme Commander for the Allied Powers will lend to Japanese civic institution and organizations available information equipment and materials. This will include motion picture projectors, film strip and opaque projectors, screens, motion picture films, film strips and such other materials as are deemed necessary for the proper operation of this program. The equipment lent will be utilized to encourage the fullest development of local autonomy by the using agencies, civic and private. Complete responsibility for all phases of planning, supply and implementation of this program will ultimately rest with the Japanese agencies concerned.

3. The Japanese agencies entrusted with the implementation of this program are the National Ministry of Education and the Social Education Section of the Bureau of Education of each prefecture. Participation in this program by the Japanese is voluntary; however, continued participation and support by the United States Army is dependent upon conformity by the Japanese agencies to the organizational setup and operating procedures set forth herein.

a. Each prefecture has established voluntarily and will support financially a film library unit, normally located in the prefectural library. The prefectural film library will be autonomous with respect to all agencies other than the prefectural government. It will be subject to military government supervision, but is to be guided by operational procedures published by the Japanese Government. The Social Education Section of the prefectural Bureau of Education will designate a Visual Aid Officer for the prefecture. He will be responsible that proper liaison is main-

0318

Operational Directive No. 57, Hq Eighth Army, 25 October 1948  
Cont'd.

tained with the prefectural military government unit, and that the operations of the prefectural film library conform to the operating procedures published by the Japanese Government.

b. A regional equipment and service center has been established in each Japanese political region, which is supported financially by the prefectures within the region that participate in this visual education program. The equipment and service center is subordinate to the prefectural film libraries which it serves and exists only as a distribution and service agency. A regional film library committee, composed of representatives from each prefecture concerned, will select a responsible head for the regional equipment and service center, to be titled the Regional Service Officer. The Regional Service Officer so selected will be responsible that proper liaison is maintained with the regional military government unit, and that the operations of the regional equipment and service center conform to the operating procedures published by the Japanese Government. He shall be an individual not connected with any prefectural film library activity, and shall be responsible only to the regional film library committee.

c. The Ministry of Education has published operating procedures in Hatusha No. 103, attached as inclosure 1. It has assisted in the establishment of the regional and prefectural agencies and will furnish guidance and assistance on a continuing basis, particularly in such matters as program planning, utilization, methods, sources and priorities for supplies and equipment to be procured by the Japanese agencies.

4. To provide supply channels that parallel the Japanese grouping of prefectures, Tokyo-To, Niigata and Kanagawa prefectural film libraries will be served by the Kanto service center. The Shizuoka film library will be served by the Tokai-Hokuriku service center.

5. It is desired that commanding officers of military government units take the following actions with respect to the Japanese visual education agencies on their respective levels:

a. Maintain surveillance, provide guidance and insure compliance with the operating procedures set forth in inclosure 1 hereto.

b. Exercise reasonable care in assuring that the equipment loaned is used to best advantage in the conduct of authorized activities. Formal accounting of subject equipment is not required but acknowledgment in writing of the receipt of materials by Japanese agencies is mandatory.

c. Transfer all films, projection equipment and screens, distributed under the provisions of Operational Directive 37, this headquarters, 26 May 1948, and now in the possession of military government units, to Japanese visual education agencies for integration with existing stocks.

0319

RA'-0134

0201

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan



The procedure for transfer is forth in inclosure 2. Subsequent withdrawal of projection equipment by military government units from prefectural film library stocks, whenever needed and for such a period as is deemed necessary, is authorized.

d. Facilitate the transportation of equipment, via 3d Transportation Military Railway Service or other military agencies, to and from military units.

e. Report to his headquarters those deficiencies and inadequacies which cannot be at local levels.

6. Allocations of equipment to regions and recommended allocations to prefectural film libraries have been established by this headquarters and are listed in inclosure 6 to Hataushu 103 (Incl 1). Limited revision of these allocations by the regional film library committees, with the approval of the regional military government team, is authorized. This headquarters will be notified when such revision are accomplished. No machines will be transferred from one region to another without prior approval of the Supply Officer, Civil Information and Education Section, General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers.

7. Military government personnel will authenticate express receipts for 3rd Transportation Military Railway Service shipment from the service center to the film library and vice versa, and verify receipt of all equipment. Transportation to and from 3rd Transportation Military Railway Service shipment points will be provided by the Japanese agency concerned. Transporting equipment by means other than 3d Transportation Military Railway Service is authorized, provided maximum security is maintained for equipment in transit. Projection equipment and films will be shipped between film libraries and regional centers via military agencies to the extent available. Transportation between film libraries and requesting agencies is a Japanese responsibility. Expense incurred in shipment by means other than military agencies will be assumed by the Japanese agency concerned.

8. All equipment and materials received from military agencies will remain the property of the United States Army.

a. Within ten days of loss or destruction of items of equipment through fire, theft or other mishaps, the circumstances of such loss will be reported in detail by Japanese visual aid officials to the prefectural military government team. Reports will be prepared in English and will be investigated and substantiated by military government units, after which they will be transmitted direct to the Civil Information and Education Section, General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers, APO 500. Upon approval, these reports will become the basis for automatic replacement of lost or destroyed equipment by General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers.

b. Regional military government headquarters and prefectural military government teams will check and certify semi-annual inventories taken by the service center and film library, respectively, as outlined in paragraphs 8g and 5c of Hataushu 103 (Incl 1.)

c. Military government units will ascertain that adequate packing is provided by Japanese agencies for transportation of equipment.

9. Visual education equipment will be used only for the reorientation and reeducation of the Japanese in furtherance of Occupation Force objectives and in accordance with existing policy.

a. Use of this equipment is not authorized for the training or entertainment of Occupation Force troops or Japanese agencies other than those approved by the film library.

b. Military government units will review all requests for extended loan of equipment to Japanese institutions and organizations. Preference in the approval of extended loans will be given those agencies concerned with military Government priority programs.

c. The prefectural military government team will review all advance exhibition schedules as prepared and submitted by the visual aid officer.

d. Failure of a prefectural film library to submit required reports, to conduct the affairs of the library in accordance with the procedures outlined above, to prevent abuse of the equipment, or to properly utilize equipment will result in the withdrawal of equipment by this headquarters.

10. Direct communication between military government teams and Educational Film Unit, Civil Information and Education Section, General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers, is authorized in regard to the following matters only:

a. Shipment and distribution of films or additional prints.

b. Matters pertaining to shipment and receipt of equipment and replacement parts.

c. Transmittal of reports received from Japanese agencies.

11. Operational Directive 37, this headquarters, 26 May 1948, subject: "Equipment for use by Military Government Units in Connection with Civil

0320

0321

RA'-0134

0202

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

Information Activities, "is rescinded.

BY COMMAND OF LIEUTENANT GENERAL WALKER:

M. B. HALSEY  
Major General, GSC  
Chief of Staff

OFFICIAL:

SCHANZE  
G-4

- 2 Incls:  
1. Hatsusha No. 103  
(s/11 inclosures).  
2. Transfer Procedure.

(MG-GI)

DISTRIBUTION:

"B" plus "X"  
Each Mil Govt Region and Team (4)  
MG Section, Hq Eighth Army (12)  
CI&E Section, GHQ, SCAF (4)

0322

0323

TRANSFER PROCEDURE FOR EQUIPMENT HELD BY TEAMS

The following procedure governs the transfer to Japanese visual aid agencies of all 16-mm Natco sound projectors, projection equipment PH-132-C, screens and films distributed under the provisions of OD 37, this headquarters, 26 May 1948, subject: "Equipment for Use by Military Government Units in Connection With Civil Information Activities."

a. Prefectural military government teams will transfer all equipment noted above to the prefectural film libraries. A locally prepared receipt form, sample attached as Inclosure 7 to Inclosure 1, amended as necessary, will be completed in 3 copies. This receipt will be made to the appropriate service center.

- (1) The original will be forwarded to the regional military government team and will be used to clear the accounts of the prefectural team with the regional team.
- (2) The duplicate and triplicate copies will be retained in the files of the prefectural film library and prefectural military government team, respectively.

b. Regional military government teams will transfer all equipment noted above to the regional service center. Coincident with the transfer of equipment to the service center, the regional team will turn over the received from the prefectural teams, as noted in a(1) above. The service center will prepare a consolidated receipt form in 3 copies. This receipt will be made to the Supply Officer, Civil Information and Education Section, General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers, and will consolidate all equipment transferred to the regional service center and prefectural film libraries from regional and prefectural military government teams.

- (1) The original will accompany a consolidated property turn-in, WDAGO Form 447, made from the regional team to Civil Information Branch, Military Government Section, this headquarters. The property turn-in slip will list all equipment transferred by regional and prefectural teams to Japanese visual aid agencies. Form 447 will be returned when completed and will serve to clear the accounts of the regional team with the Civil Information Branch, this headquarters.
- (2) The duplicate and triplicate copies of the consolidated receipt will be retained in the files of the regional military government team and regional service center, respectively.

Inclosure 2 to OD 57, Headquarters Eighth Army, 25 October 1948.

0323

RA'-0134

0203

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan



(葉便)

京遊調第三三三號  
昭和二十三年十一月九日

朝 海 長 官 殿

第一軍團軍政部長官 覽 (九回一送付) 件

第一軍團軍政部長官 覽 御参考まで別添送付する。

なご、取扱いは充分御注意ありたい。

本信寫送付先 横濱・東海北陸、大阪、神戸、九州各連調

京都連絡調整事務局  
局長 武内 龍

附屬添付

京都連絡調整事務局  
中央事務高  
23.11.13  
文書

0324 4688

RA'-0134

0204

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

取扱注意

第一軍團軍政部課長會議覺（第九回）

十一月六日午前八時三十分より

（出席者 武内局長、島大阪局長、吉岡、福田兩連絡官）

一 クリーンズ情報課長

○視覚教育のプログラムについてであるが幻燈映寫機は今週各府縣に譲渡せられた。近畿地區分としては五十七個到着している。これはスライドを使用するライフ誌位の大きさのもので反射して寫出出来るものである。

○名古屋における視覚教育映畫關係會議にはG.H.Q.のジエス氏も出席した。これには各地米團のサービス、オフィサイと日本人映寫技術者が出席した。各地區におけるサーヴィス、ステイションは映寫機のスペア、パーツ等を充足して活動しつつある。

ニ パーンズ大佐

○序に武内局長に説明しておきたいが第一軍團軍政部關係の各種會議には貴局長及び貴局長の推薦する日本人はいつても出席されて差支ない。従つて前述の會議にはオウブン、インヴァイションあるものと考へて載きたい。従來軍の會議には語學關係等もあつて日本人は出席させなかつたが先般の社會福祉會議の結果等から見て連調職員の参加は有益であると考えらる。

三 教育課マックレラン博士

○來週は軍政部門教育係官地區會議が近畿は神戸、九州は未定だが南部の方で開催される。神戸における會議は金、土の兩日である。

○東海北陸地方の指導主事會議が十一月十六日より二十三日まで蒲郡において開催されるが、これは専ら日本側の會議である。

○又京都においては全國小學校會議が開催されることになつて實驗學校の參觀が行われるがこの實驗學校といふのは必ずしも最もいい學校といふわけで選定されたのではない。

○學校給食については従來にも調理法に關しては指導を行つて來たが、脱脂乳については更に研究を要する。

右につきパーンズ大佐より  
本問題は厚生課、衛生課、經濟課等關係課が多いが教育課が中心になつて取扱ひ各課の綜合調整を行ふことにしたい、と述べた。

○社會問題調査團が十五日前後當地を訪問する豫定になつてゐるが、その後新しい情報は受けていない。

四 アイテイクス社會福祉課長  
○明日、舉行豫定の京都府ララ感謝祭の件  
○アイイセツカイ博士入浴の件

0325



0326

○先般の福祉會議の結果に基き各地連調が夫々の地區について報告會議なり報告書の準備をなし各府縣に働き掛けていくようである。

○今週は奈良、大阪、京都においてパブリック、ヘルス、センター及びその職員を視察した。そのうち奈良は醫師十一人を擁しているがその中の四人は兼職である。これは同センターの人員豫算の問題から見ても良いことと思う。

○大阪において花柳病防止のための手入れを行った結果、四十人の女を捕えたが、そのうち二十五人は罹病者であった。このことは他の土地でも實施したら良いと思う。なお、G.I.との關係上M.P.をつけることが適當であると思う。

○九州リイジョン軍政部からの報告によると国立病院の病人の連盟のことが問題化している。この連盟は一九四六年から發足し相互扶助の原則に基いて毎月會費を徴収し、これによつて病人用の書籍を購入したり、映画フィルムを購入したりすることをし来たが九州ではこの連盟が不當に勢力を振るい病院の經營又は治療に干渉する等の目的が歪められて來て來ている趣である。右に對しベインズ大佐よりこれら各地連盟は規約を持つてゐるのか、もし持つてゐるならば、規約をまけて活動してないかを調査する必要がある。これについては連調も調査して欲しい、と述べた。

これに對しハンセカット博士は九州では共產主義的活動も連盟内部に見られる由であつて、その指導者は時間の五十パーセント位を病院外で費している由である。

○石川、富山等に三人の看護婦が着任した。

○來週は日曜日に出發して一週間の間九州の視察を行うゆゑ、各課で同地方に御用のある方は申出られたい。

○衛生技師コウフマン氏

○兵庫地區の伊丹、眞田及び箕輪等の水道を視察した。これに關連して關係者は縣の衛生部と建設省との間の權限の限界につき疑を持つてゐる模様である。

○同課ストーヴァ夫人

○明年四月からの看護婦養成所への入所者のために諸種の器材器具の手當準備を初めたが各種の物資不足のためこれは仲々大變な問題である。

○法政課ヘック少佐

○スコット氏は會議で横濱に出張中だがその留守中北鮮の建國祝賀を各地の朝鮮人が行う權利ありやの問合せに對しては、國旗又はこれを印刷したポスター等を掲げぬ限り差支ない旨の返事を送つた。

○金澤等において七日と九日に北鮮關係の朝鮮人の會合がある由である。

RA'-0134

0206

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0327

右に關しハインズ大佐から連調からも報告を出すように依頼した。

○在日朝鮮人の間から北鮮に建國祝賀代表を派遣したいとの申請があった。○同日の報告は北鮮に對し返事を出さずにいる模様である。

○京都軍政部スミス大尉の報告によると同大尉の勤奨にもつぎ市内の産業株式會社が四百萬圓余の滞納金を納税した趣であるから、これはクインズ大尉の方へ廻して新聞発表でもしてもらつてもいい。

○納税問題について来る九日八軍からデューカン中佐が来ることになり、同日大阪において財務局長等と會談の豫定であり自分もその會談に立合つつもりである。

○福岡港を貿易港として開港することになつたが今までも非公式には開港されてきたようなものである。ただ實際上支障なく使えるのは來年春以後であらう。

○花火又はのろしの製造についてはH.Q.よりの火藥の製當範圍内で各府縣軍政部が許可を與えていいことになつた。

○眞珠に關するO.D六十號に代る新しいO.D十五號によると大体從來の指令の趣旨と變らず眞珠の販賣は禁止され、各地軍政部は定例報

告の義務はないがその監督に當つて各府縣にあるものをチェックすることになつてゐる。但し、從來一般に了解されたところと異なる點は、各個人が所有してゐるものを賣買することを禁止してゐる點である。

右に對しハインズ大佐よりその點は一般に了解されてゐるところと違ふから、各人に間違いないよう徹底させる必要がある。

○ハインズ氏

○大阪連調からの報告によると食糧通帳と外人登録を照合する問題は漸く多少の結果が現れつつある模様である。

右に對しハインズ大佐よりこの問題については連調から以前説明を受けたことのあるのを記憶してゐるが神戸は如何であるか。從來の日本側のやり方を見るに、摩擦を恐れて、確りした處置をしてないようであるが、從來日本側は、或は何事か起りはせぬかといふことを余り心配し過ぎているようである。本問題の如きは斷乎たる處置をとる必要がある。何事かの起つた場合は我々も充分應援をする意向である。

○主食の配給は二合七勺になつたが、これは米の場合十三圓八十五錢に當る。芋の問題が目下起つてゐる。例えば滋賀は芋を横出すが京

青十九日  
各府縣  
同令  
化政

Handwritten notes and signatures on the right side of the page, including names like 'H. J. Smith' and 'J. Smith'.



0328

都はこれを受取らぬ又芋の貯藏上の問題が差迫っている。  
右に對しパインズ大佐から來月に入れば芋は凍る恐れがあるから倉庫の問題等至急解決の必要がある」と述べた。  
○大阪において池田ゴルフ、コースについて農地調整法上の問題が起つたがゴルフ、コースの復活につき軍政部はその復活をデイスカレツジはするが干渉はしないという方針を執つた。最近の報告によると、當該土地のうち農耕適地は農地とし不適地をゴルフ、コースにするというところで妥協を遂げた模様である。

十一 労働課アルグレン大尉

○電産争議について横須賀軍政部が電氣關係のスト等は許せぬ旨を發表したので多大の反響があつた譯であるが、これについて第八軍に對し同様の措置を將來とるかについて關合せた處、明瞭にやらぬといふ返事があつた横須賀は海軍所屬で特別といふ譯である電産争議は今明日から各地とも地方的規模で強化されてゆく模様である。  
○石炭争議は今朝も九州と電話連絡をしたが差當り大きな動きはないらしい。パインズ大尉は各炭坑を廻り組合側とも話をしてゐるが大したことは差當りなささうな模様である。

十二 パインズ大佐

○日本官憲も又各地軍政部も明確な態度をとつてをらぬ様だが共産黨の策動に對しては斷乎たる處置をとらねばならぬ即ち學校、病院その他公共の施設の中で共産黨運動が行われることはその都度これを阻止抑壓せねばならぬ。  
○モデル、ヘルス、セクターは大いに援助、奨勵して全地域に普及させねばならぬ。これは非常に重要な仕事である。  
○上海司令部その他から知らせて來る各種のプログラムは總べて一應自分の耳に入れる。措置ありたい、自分は詳細のことは必ずしも必要とせぬが要點は必ず承知せねばならぬ。

RA'-0134

0208

郵政省地方課

幸便

取扱注意

京連調第三九號

昭和三年十一月十七日

京都連絡調整事務局

附屬添付

京都連絡調整事務局

23.11.22

0329-4702

朝海長官殿

第一軍艦政務部長官閣下。此に送付の件

第一軍艦政務部長官閣下。御参考まで別添送付する。

なお、取扱には充分御注意ありたい。本信為送付先 横濱、東海北陸、大阪、神戸、九州各選調



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RA'-0134

0209



取扱注意

第一軍團軍政部長會議(第十回) 十一月十三日午前八時三十分より

(出席者 武内局長、島大阪局長、吉岡、福田兩連絡官)

一 社會保健課マーゲンス少佐

○米國からの寄贈家畜が到着しつつあるがこれの利用方法については二つの見解がある。一はこれらの家畜を一所に集めておいて食糧をあてがつたり、その他の便宜を供與して日本側に實驗・養殖のやり方を教える方法であり、二は各府縣に二、三頭宛分配する方法であるが、自分はこの第一の方法が良いと思ふ。

二 同課コイフマン氏

○先週は三重に赴いて、食糧・畜産關係等の會議に出席した。  
○發疹チフス豫防問題については近畿には奈良一名、岐阜二名、兵庫一名、計四名の梅毒容疑者がいるが、これらは今のところ眞性でなくツリカ蟲等によるものかと思ふ。來週は月火の兩日近畿地方の水道關係會議が開催され化学者、細菌學者等も出席する豫定である。

三 同課ストーヴァ夫人

○看護婦と労働ホスとの關係については軍政部と府縣との間に會議も行われ登録制の確立等によつてこれが排除策がとられている。

四 アイテイゲス社會福祉課長

○ララ物資感謝式が去る日曜日舉行せられた。  
○バート博士との會談を屢次に亘つて行い、管下府縣の視察には便宜

供與をなした。

○昨日及び一昨日の兩日、東本願寺に各地方佛敎關係者と會議を行つたが一昨日のは東本願寺の各地代表の會議であり昨日のは佛敎各派の社會福祉關係擔當代表者の會議であつたが、その事業遂行において調整をはかるなど各派代表者も相當關心を持つてゐるようである但し、今のところでは、佛敎各派の連携に止り他の宗教との間の連携はない。

右に對しバインズ大佐より、

佛敎以外の宗教團體との連携は漸次考へて行けば結構であらう。

○共同募金の近畿地方の成績は目標に對し京都十六パーセント奈良九パーセント和歌山八パーセント大阪二十六パーセント兵庫十七パーセントであるが成績不良の一因はこれと同時に進行された警察後援のための治安協會の三千七百萬圓の募金の關係で少なかつたと思ふ。因みに管軍政部に設置した募金箱に對しては千九百十三圓の寄附があつた。  
○アルモン経済課長 ナイトレット(保安)の貯藏に關する通信を接受したがこれは軍關係の規定であつて日本側には適用がない。  
○スキヤビン一九三八號が渡出されたが、これは賠償工場に評價作業が行われた後に搬入された機械、装置等は賠償には入らぬとの

0330

旨を規定したものである。従来もこの方針であつたがこの指令によつて明確になつたわけである。

○輸入アスファルトから道路補修分として京都に六十トン割當てられたが、内廿九トンは占領軍専用道路分に残り一般道路用に向けられることになつてゐる。福岡では百トンの割當に對し五十トンが入荷した趣である。

六 ホルツ氏

○賠償對稱として鐵道路線及び附帯施設の除去の現實性について研究してみたら、その結果當軍政部としては賠償物資がことごとく取り去られるまでこれを残しておくこと即ち全部の中で撤去を一層後廻しにすることが賢明だと報告しておいた。

○従来賠償工場の木工機械 (wood working machine) は評價作業には含れなかつたが今回の指令によると評價に含まれインフエントリに入ることになる。これは今まで日本人に賣れた約言に反することになるので變更方を八軍を連じG.H.Q.に上申してゐる。

○甘藷の府縣間の輸送は盛に行われつゝあり、この運輸に鐵道貨車が用いられてゐるがこれが荷下しが早く出来なくて、貨車に入つたまま滞貨となつており、貨車繰り上非常に困難を來しつゝある。そこで經濟安定局、鐵道局等と會議を行い數日間新規輸送を延期して、現在の滞貨をはかすことにした。

○統制團體に關する報告を従來行つていたが今回これら團體中の或るものについて解散の指令が發せられた。これらは閉鎖機關清算委員會によつて解散せられるはずであるが、この解散を監視し報告するのは各軍政部の義務である。なお、今回解散を命ぜられたものは社會衛生關係のものが多し。

七 勞働課アルグレン大尉

○石炭關係の争議は現在廿四時間ストの第一回渡狀ストが行われつゝあり、九州においては廿三炭坑がこれに参加してゐる。これに對し適當な措置が行われれば第二回が行われることなろう。G.H.Q.から得た報道によると九州の組合連はストを延期する妥協案を持つて代表者を上京させ交渉させたが、雇傭者側からこれに反對の提案あることを知つて同案を引込めた趣である。ヘプラー氏の話による。

○進駐軍はこの交渉には何等關與せぬ方針である。

○電産争議四國における大會の結果散發的な停電戰術をとり、諸所においてこの戰術を實施してゐる。

○議會における公務員法の審議は注目すべきである。なお、キレン氏がG.H.Q.の勞働政策を批難する一連の論議を公表したことは周知の通りであるが、これに對しA.F.L.關係でも批判が行われていることを雜誌で承知した。

右に關しハインズ大佐より

0331



労働組合内の共産分子に對する對策について十分措置しているか  
との質問があり、アルグレン大尉が十分各チーム軍政官に通報済で  
あると答えた。

ヘスコット法政課長

- 今月十七日及び十八日には全國知事會議が京都で行われる由である  
旨を京都連調から通報があつた。
- 眞珠の販賣に關するOD六十號については前回は説明したが、これ  
によるDEEをも含めて、輸出目的の他は一切販賣を禁止せられ  
個人所有品の販賣も禁止され、從來よりも一層販賣禁止が強化され  
たわけである。
- G.H.Q.からの書面によると、農民の割當超過の供出米その他もすべ  
て一般の個人所得と同様に課税せられ、特別の免除等は行われな  
いことが明確にされた。これは從來廣汎に流布せられていた超過供出分  
の半額を免税するといううわさを完全に封ずるものである。
- 御漢で承知したところによると、今回ワシントンに日本における軍  
政部關係者の協會が出来た由である。これに参加等興味のある人は  
申込等連絡ありたい。
- 來週後半には滋賀、奈良に出張する豫定である。
- クラインズ情報課長
- 來週火曜日のオリエンテーション會議のための圖表その他の資料は

午前

午後

全急整備せられたい。  
昨日、輿論調査のための日本人専門家（ポリーリング、エクスパー  
ン）が到着した。これは諸般の軍政部活動に對する日本側の反響及び批  
判を調査するためのものであり、手初めに教育團體の調査を行うこ  
とになつてゐるが當方面において輿論調査を行うことは有用である  
と思ふ。  
（一）ペーリズ大佐は先般の選挙の時よりも巧くやることを希望するこ  
口をはさんだ。  
この一行は京都府から仕事を初めるが、本軍政部各課長もこれの利  
用の意向があれば申出られたい。當地の分がすんだら、將來は第一  
軍團所轄の各地を巡廻するはずである。

十ミラー少佐

十一リントカース中佐

- 東海北陸地區への出張は二十二日夜出發二十三日歸還の豫定である。
- 電話記録（テレフォン、アブストラクト）には電話によつて話した  
中で政策企劃に關するもの及び他の誰かに、例へば軍政部長とが司  
令官に興味ありと思われるものはすべて必ずその要點を記入提出せ  
られたい。

十二島大阪局長

- 九日大阪、兵庫、奈良、和歌山の係官を集め、先般の厚生會議の内

0332

0333

容を傳えた。各府縣係官が軍政部の意圖を正確に把握する上において有益であつたと信ずる。

○十日大阪管區經濟調査廳は、經濟調査委員會第一回會合を開催した。初會合であつたので大した議題はなかつたが、今後毎月二回開くこと次回には年末經濟運反取締を議題とすべきことが決定された。

○ハインズ大佐より、經濟調査廳は十二月十五日で軍政部の活動が引續かれることを知つてゐるか、問ひ承知してゐる旨を答へたら、そのつもりで大いに機能を發揮する体制整備するよう強く希望した。

○大阪中央電信局で八日紛争が發生し若手職員が(4)十一月分俸給前払い(4)交通費補償等を要求して、局長室を二十四時間以上にわたり占據した。八名が検束され、内六名は送廳された。背後關係はない模様である。

○十一月十一日の東本願寺の會合に自分も出席したが、この會合で他の宗派の代表者も招請したことを承知した。これは各派連携の第一の徴候であつて結構なことと考へる。

十三 ハインズ大佐

○軍政部長の日本人に對する説話について、そのやり方を近く指示する第一軍團限りの覺書を出す心算である。自分の研究によること、なるべく口演する前に準備し、翻譯をしておいて、米人は一節毎に英文を讀み、これを通譯してゆくやり方が最も良いと思ふ。從來や、

もすれば本人が喋りもしないことを長々こつたして話していたことがあるらしく、米人の方はそれを氣づかなかつた事例もあり、所期の十分の結果を得られなかつたことが多かつたと思ふ。

○名古屋行きは計量は、ラ、少佐の話した通りである。今度の横濱の法律會議のように自分は五日間におたる會議の如きには余り價値を認め難い。先般の金澤の經濟會議もまた同様である。

○平常から電話等で連絡が十分行われておれば會議は短時間で足りるはずである。又、名古屋行きに當つても、現地の施設を見ることに重點を置きたい。

○オリエンテーションの會議の豫行演習を行つた各説明者は與えられた時間を超過せぬよう嚴に心掛けたらいい。五分もあれば要點は十分説明出来るはずである。

○横濱における會議等の後で、よく語解される事例が多かつたが、それは正式のチャナルを通じて來ない意見なり指示なりをそのまま呑込んで了うことで今後とも、かゝる場合には、第八軍司令官の命令の書簡は更めて、これを變更する正式の書簡が來ぬ限り有効であるとの原則を忘れぬことが必要である。それまでの間の參謀將校の考へは參考にはなるが、正式の方針としてこれに従ふことは出來ないわけである。

RA'-0134

0213



附記

（右會議後武内局長とハインズ大佐との間に左の如き會談が行われた。）

一京都檢察廳に對する取調への問題

スコット法政課長同席

武内局長「大阪高檢の森山檢事以下は五條警署に本部を設備して取調へを開始したが、この進行振りには自分としては満足してゐない。遅延の理由の一は二回の休日とOIDから日本側への記録その他の引渡しの遅延である。自分はOID側がその努力の結晶である記録類のOIDの建物の外に持出されることに反對する意向は了解出来るし又大阪高檢側としてOIDの中で一室を興えられ、書類を見ること出来る以上さして取調へに差支がないと思うが貴大佐との話合いと多少喰違ひがあるからこの點をお知らせして置く」

ハインズ大佐「その點は自分の了解してゐるところと相違してゐる故スコット課長からOIDに注意しておくことにしよう」

武内局長「森山檢事に大体の意見を聞いたところ、今年中には一應の結果が分るよう取調へをしたといつておつたが、自分もその位には進捗を見るようにしたいと考えてゐる。なお、新聞記事の取締りは自分には何等權限がないが本件について過つた、<sup>経</sup>卒な記事が掲載されることは甚だよくないと思ふ昨日も朝日、毎日兩新聞の記事が自分を訪問して来たが、その言によると各社共本問題に非常な興味を持つて共に何處まで記事を書いてよいか暗中模索してゐるようである。自分は新聞記者の質問に對しては「眞實」と良心に背かぬこと、「記事の取扱を慎重にすること」、「進駐軍の誹謗と見られるようなことを書かぬことなどを警告したい」と考へるか御意見は如何」

何」

ハインズ大佐「慎重に取扱うことと眞實に反したことを書かぬことについては同感である」  
スコット課長「新聞についてはスキヤンピン三十三號、同十六號のプレス、コワードを参照あり度い」

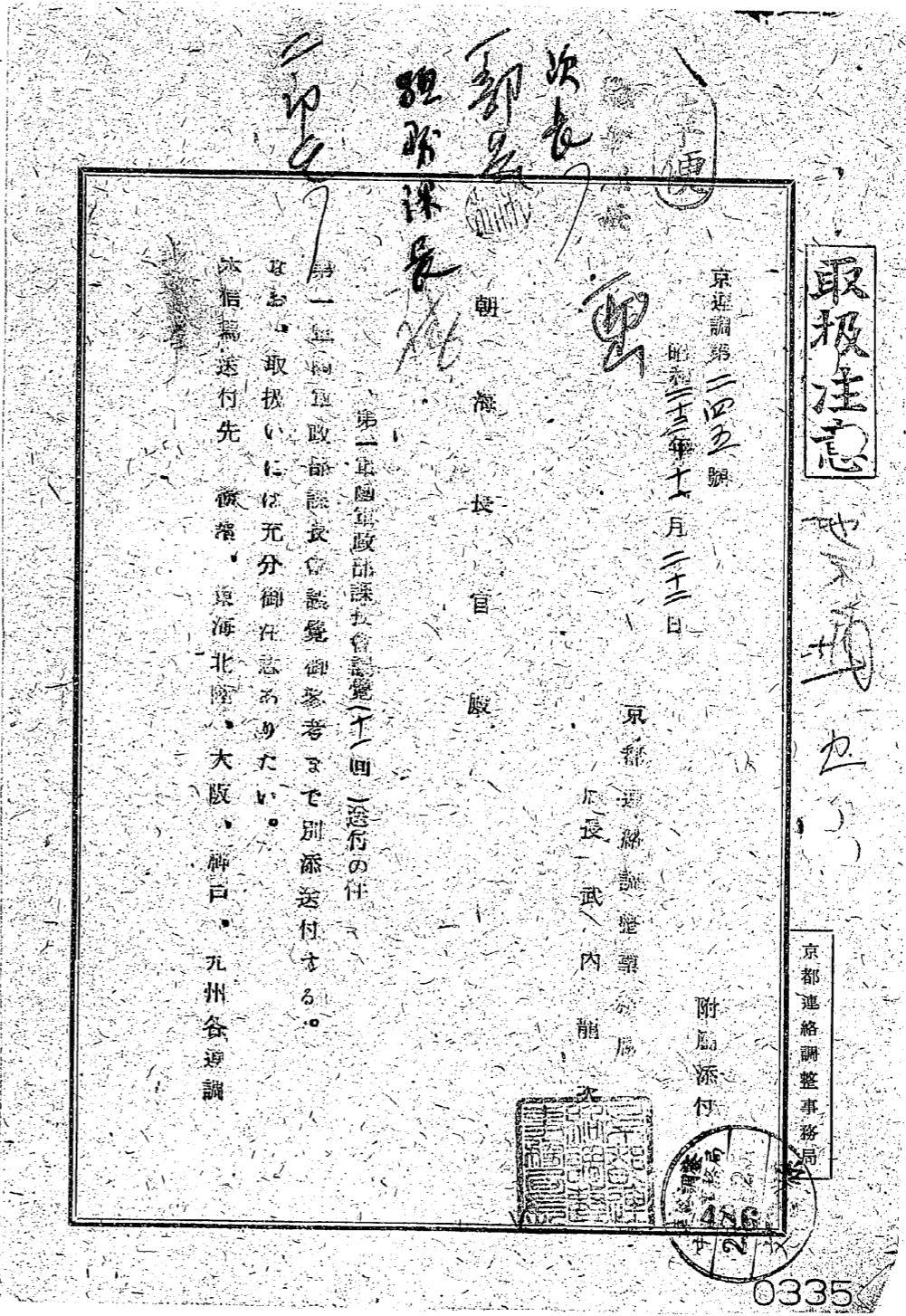
武内局長「OIDから森山檢事以下に對し調査の進行振りを週報として提出方申入れがあつたが、右は自分も目を通した上貴大佐に差上げることにはしたいと思ふ」  
ハインズ大佐「その週報は自分が讀む爲であつて數行の短いものを時々提出して貰へば結構である。なお、OIDを経由せず直接自分の許に提出して貰へばそれで結構であつて、このことについては自分の方からOIDの方へ傳へて置くことにしよう」

二伏見連隊司令部建物の件

武内局長「この件については前に御依頼により調査の結果をお話したが今回正式に京都府教育委員から同建物を官立學校として拂下方を正式に大阪財務局に申入れると共に自分のところにも貴軍政部長の了解を取付け方文書を以て申入れがあつた。ついではこの旨こゝにお傳へする。なお、從來府知事は代りの建物を物色して、之を聖母學校に交付し話をつけるという方針であつたが今回府會の決議等により多少態度の変更があつた模様である」

ハインズ大佐「米軍側との了解云々といはれたが自分としては之は日本側の問題であつてカソリック團體たる聖母學校に對し宗教上の理由等からの不當の差別待遇がない以上關與すべき限りでないと思ふ」

0334



取扱注意

抄り封

京都連絡調整事務局

京通調第二四五號

昭和十七年七月二十二日

京都連絡調整事務局

局長 武内 龍

郵長官殿

第一軍國軍政部議事會議覽(十四)送付の件

第一軍國軍政部議事會議覽御参考まで別添送付する。

本稿送付先 掖藩、東海北陸、大阪、神戸、九州各連調

0335

RA'-0134

0215

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



第一軍團軍政部長會議(第十一回)十二月二十日午前八時五分より  
出席者 武内局長、島大蔵局長、吉岡、福田兩連絡官

0336

アンダーソン教育課長

○人文科学調査團の一行は京畿大学において日本側學者との間に會談を行つてゐるその目的とするところはこの分野における現状を視察することにも、日本側に對していかなる組織、いかなる方法をこころすことがいかにいふことを勧告するにある。今日からは討論を了えて實地見學に入ることになつてゐる。

○來朝火、水曜兩日(十一月廿三、四日)京都自由人權協會の主催で模範裁判劇が座席において行われることとなつてゐる。これは新しい刑事訴訟法を一般に普及宣傳させる目的で行われるのであり、先般東京、名古屋で行われたものと同趣旨のものであるが京都の若妻殺しを取材してあり、これには現役の判、檢察及び辯護士が出演することになつてゐる。なお、同時に京大瀧川教授の「刑事裁判はどうかなるか」といふ講演も行われ、軍政部の各員は小隊の夜の部に招待されてゐる。

○因みに京都自由人權協會は高山辯護士の事務所に本部を置いて、毎水、金曜には二時から六時まで一般の法律相談に應じてゐる。  
一右に對しバインズ大佐から「その費用はどこから出ているか」との質問があつたのでアンダーソン氏はこれに對して「右協會は辯護士、新聞記者等によつて組織されてゐるやうであるから、その費用等もこれらの限られた狭い範圍の人々によつて負擔されてゐると思ふが右協會は又お司令部の民政局からも大いに應援されてゐる。先般歸米したポールマン氏からも相當量の紙の寄附配給を受けた模様で、これは自由人權に關する啓蒙資料の印刷等のために與えられたものである。」

「ここに於いてアイティグ氏から「狭い限定せられた範圍の人々によつて應援されてゐる」といふことは、本國における慈善團體の例に照してみても、一部の利益のために左右されるという危険があり、いふことではないと思ふ。共同募金の方に申出るなりして補助金をうけることを考へたらどうか」との發言があつた。」

二 教育課マンクラン博士

○神戸において開催された近畿地方教育會議に出席し火、水曜には東海北陸地區において學制の問題につき協議した。昨日は大阪の會議に出た。

三 アイティグ厚生課長

○先週は轉宅引越し等のためにとりたてて報告することはないがコミニニティイテエスタの募金額はその後漸次増加をみ改善しつつある。來週は利根山に視察に行く豫定である又シェリー氏が石川軍政部長に行くこととなつた。

RA'-0134

0216

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

四 ハンセカー大尉

○一昨朝は九州を一巡視察して来たがその間に氣付いたことを一二通へる。九州軍政部の公衆衛生課官は管下各軍政部の活動状況のダイジェストを毎週作成して配布しているがこれは結構なこと。軍司令部でも今後これをやつたらいと思ふ。

○大分軍政部の課官から聞いたところでは同地においては花柳病の蔓延及び取締りのため捕獲班を隊址こしらへ、これを盛り場等に配置し女が男を引張つて入つたのを見届けてその家屋に踏み込みこれを捕え警察に連行待機させている。隨着の検診をうけさせ取締の効果を上げていくそうである。

この時ハインズ大佐より「家宅侵入の場合は令状を発行させているであらうか、この點に關しては法務課のスコット氏とも連絡して充分研究されたい」との發言があつた。

自分としては右のやり方が合法的なものであるか否かは判らないが兎も角地方官廳が一つの方針を定めて斷乎たる處置をとればどの程度の効果を上げるものであるかを示す一例であると思ふ。  
○日本人看護婦再教育講習會が目下京都で行われており、ストーヴア夫人がこれに出席指導しているが、これは先般東京で行われたものの再版であり、E.H.Q.からも出席者があつた。

五 經濟課長ホルン中佐

○現在横濱において歐米關係會議が開催されているが當該マーケン少佐が出席している。  
○先遣中は經濟課長(以下E.H.)課官と二回會議を行つた、これについては後刻ホルン氏から説明があると思ふ。

○總司令部森林課長ドナルドソン中佐入浴し近畿地方軍政部課官と日本側課官との會議を先導行つたが、その際最も問題となつたのは横林である、日本においては過去廿年間露伐が行われたためこの問題は相當憂慮すべき状態にまで来て居りそのために六年計畫の植林が考慮される。苗樹の無償交付等に奨励策が考えられているが、經費がかかりすぎて實現性が乏しいといふことであつた。

六 經濟課ホルン氏

○E.H.の活動を引續き注意しているが、人員整備の上での難點は二級官であつて東京における審査の必要のために遅々として進まぬが之に對しては任命の促進方を中央に要望している。  
右に對しハインズ大佐から「この問題は重要であるから武内局長に連絡して來洲土曜までに編成の報告をして貰いたいのには來月十日限り各地軍政部の經濟取締のための査察班が全部廢止され、E.H.將校は全て原隊に復歸させE.H.がそれに代ることになつていから、この富軍團の方針に支障を來さないかどうかを判つて貰うことだ。」

武内局長に連絡して來洲土曜までに編成の報告をして貰いたいのには來月十日限り各地軍政部の經濟取締のための査察班が全部廢止され、E.H.將校は全て原隊に復歸させE.H.がそれに代ることになつていから、この富軍團の方針に支障を來さないかどうかを判つて貰うことだ。

0337



注記を  
し

0338

て貰いたい」と述べた。  
 よつて武内局長から「十二月十五日を以て軍政部差察班を廢止する  
 ことについては當時各方面に貴軍團の意向を傳達し注意を喚起し  
 ては貰いたが、東京その他諸方面ではこの點をまだそれ程はつ  
 きり認識しておらず、従つて反響も少いようである」と述べたのに  
 對しハインズ大佐は「第一軍團管下においてこれを廢止するのは第  
 一軍團限りの決定であるから何も中央と連絡し中央がしる必要もな  
 い」と思ふと言ふ。又ハインズ大佐は「武内局長より「EIB要員の充足は地方版り  
 では出來ず、むしろ中央の困難であり、中央が動かなければ是勢の整  
 備も出來ないと思ふ」との應酬あり、とも角この點は更にハインズ  
 大佐と連絡協議することとなつた。」  
 ○先にEIBから米本團のEIBの組織運営方法等に關する情報を求  
 められていたが現在京都に在るOIO連絡官がもとEIBに居りそ  
 の方面の知識をもつて居るのと、OIO連絡官としての職務から  
 も日本側各種機密にEIBの連絡協力を望んで来たから來週廿  
 六日大阪管區EIB局長代理師木氏との會談を行うこととなつた。  
 之に對しハインズ大佐から「日本側では檢察處、警察、EIB等  
 の間の連絡協力はどうも充分巧くないといふやうであるが、EIB  
 Iの組織編成なりというものが日本とは全く事情を異にして居る  
 らこれを直ちにそのまま適用することは難かしくあらう」との評言で  
 あつた。」

マニラ經濟界アルグレン大尉

○九州における軍政部労働班官會議に出席したが種々うるところがあ  
 つた。  
 團長執務状況等を聴取してみてもあるものは常にオフィスにいて執  
 務するかと思ふはあるものは一日の中何時間かを必ず現場に出で指  
 揮監督して居るものもあるといふ風であるが、いつれもその土地土  
 地の必要性に應じて執務方法を考へて居るものも多考になつた。  
 ○先般この會談で一般報告したことがある一私鐵は愈々十二月初めに  
 ストライキに入る模様であり、罷停案も作製され妥協を試みられ  
 いるが組合側はこれを一概しやうな模様である。なお、先に私鐵に  
 對してはマニラのスト禁止指令が適用されるかどうか問題となつ  
 ていたが私鐵は適用の對象にならないといふことがはつきりした。  
 ○四段においで行かれた電産労働連合の大會に對しては關心をよせて  
 いるが同地方が軍團管下でないため何の情報も入つて居らずどう  
 いう決議が採られたか一切詳らかでないが斗争戦術に關する變化が  
 あつたことは略々推定される。  
 「ここにおいでハインズ大佐から「先般年少労働者保護法が催さ  
 れたやうなつたかその結果については何らの報告もつけなかつたか  
 どうなつて居るか」との質問あり、紛争線及び労働關係官共に結果  
 を詳にせずアイトイグ厚生課長から「右運動の結果、年少労働保

RA'-0134

0218

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0339

に關しては世人の一般的認識を相當深めることが出来たようである  
と發言すればハインズ大佐から「既に法律が施行されて居る今日  
に認識を深めたというようなことを期待してはいない、具体的にと  
ういふ効果が見られたか」といふことを聞いても「ない、教育、勞  
務、厚生といつても關係があるようであるが教育課が主管によつて  
調へてもらいたい」との發言があつた。

ハ法政課ヘック少佐

要領

○先般デューカン中佐と共に入浴した第八軍モイジ氏からの書翰に  
よれば連合軍人徴稅手續の問題については最近積滞において關係各  
方面の責任者の會合が行われ、レイズレー准將から總司令部その他に  
連絡して問題の解決をはかることになつた趣である。右會合の開催は  
タイプの上武内局長に委し上げることとする。

○徵稅は次第に上昇をみ、年内には目標額の七十五%に近付くかと思  
ふ。  
「右に對しハインズ大佐から「自分わそれ程樂觀は出来ない」と述  
べたのに應じて」  
農民は一年分を一度に納稅する由であり、吾々の管下には農業地帯  
が多いから年末に一度に納入をみて成績がよくなるのではないかと  
思ふ。

ハスコント法政課長

○食糧管理委員會の委員選任が近く行われるがこれは衆議院選  
等とは性格が異なり、むしろ教育委員の選任に似た性質のものである  
から軍政課としては單に監視監察に任ずればよい譯であるが特に農  
村の關心を高めたい。

要領

○日本に在任する朝鮮人、中国人の大量本國歸還の問題を再び始める  
つもりでこの問題が目下研究されているが、そのために従來千圓ま  
でしか許されていなかった持歸り所持金を十萬圓位まで許可した  
どうかといふような案もあるようである。

○市町村等の自治警察の維持費が中小自治体では負擔過重であるので  
従來の定員を減少し負擔を軽減し緊急の場合には國庫から應援を願  
ふこととした。この日本國希望に應じ、京都府知事、國警隊長、警察  
局長等との會議を先般京都軍政課において行つた（詳細別報）

情報課長クーンズ大尉

○先般披露した輿論調査の専門家が愈々活動を始めることになり第一  
回の調査事項として新學制に對する教職員の状態を調査することに  
なつたが今後これの利用を各縣課においても考へられたいが悉し當  
つては各縣の希望調査事項を記入して自分の手許まで提出ありたい  
○選挙資格者の登録更新改正が年末までに行われることになつてい  
るのでこの方面の宣傳を行つてもよいのである。  
「右に對しハインズ大佐より「民主的な權利を行使するためには選

RA'-0134

0219

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



舉に投票することは是非必要であり、そのためには有権者の登録が  
間違なく行われ正確な名簿になつてゐることが重要である。よからこ  
の件に關してはなるべく廣い宣傳を行うことが重要である」との發  
言があつた。

○甘藷の主食配給は不許判で各地とも腐らしてゐるような状況である  
「ハインズ大佐から」熊本であつたが百萬圓からの甘藷が余つてい  
るということであるがこれは食糧不足の折勿体ない點で何とか利用  
方法はないものか工業用アルコールを取ることも結局食糧として以  
外の利用法になることであるから又名古屋であつたが甘藷糖を和蘭  
政府に返還するのは、これもロロ物資ではあるが、こんなものを  
返還するのも性のないことでは何とかが買取つて日本では使えないものか  
との發言があつた。

○神戸及び小倉における米穀雜誌の配給交換所は愈々整備完了し機能  
を開始して來てゐる。

十一 武内局長

○外人登録と食糧通騰との照合の結果について報告を入手したが、右  
による食糧配給を受ける外人の数は京都府においては約七〇%、滋賀  
縣においては約三十二%、方減少した趣である。  
右はそれだけの幽霊人口があつたことを意味するわけである。詳細  
はノートにして差上げる。なお、これに關しては他の府縣の分も入

金子谷の報告

手次第逐次差上げる心算である。

○先程ハンセン大尉から大分縣の花柳病取締について報告があつ  
たが、この問題について自分から一言つけかえたいことは、先日ハ  
インズ大佐から同地のことの報告につき、お話をあつて以來、我々の  
方からは幾度も大分縣に連絡をして漸く成果を見つつあるのであつ  
て、地方が初めから自發的にこれだけの措置を執り得たわけではな  
い。地方官意の自發的活動といふことは大切な問題ゆゑ、念のため  
申し添える。

三 島大阪局長

○大阪府における警察協會の募金成績は、十月十九日現在におい  
て合計四千三百萬圓に達し、同日現在におけるコミユニティーエ  
ストの募金成績は四千五百萬圓であつて後者は來月十八日までには  
八十%の成果を挙げらるゝと期待されてゐる。

○本年一月より十月までの間に全日本において三八四件、約十九億圓  
の税滞納が行われたが、その内、第一軍管轄下に屬するものは一八  
四件約十二億圓である。

○神戸中央電氣局の労働問題についてであるが、同局の約六十人に選  
する従業員が十五日に職場を離脱したが、この状態は後二日間繼續  
した。十八日には協議が行われたが組合側は局長に對し十九日午後  
までに回答することになつてゐる。十八日現在では職場離脱者の數

0341

十三 ハインズ大佐

は若干減少していた模様である。

○軍政部の部長が日本人の會合に臨む場合には、その會合者の質をよく考慮して、その程度に應じて臨むをしなければならぬ。例えは勅使ある日本人に對し勅使なき人に對する如き初歩的な點をせぬよう注意すべきである。

○軍政部は成るべく日本人を通じ、これを使つて仕事をしようにせねばならぬ。

○日本人は多数であるから、彼等の組織を用いねば十分の仕事が出來ぬのは勿論である。

○來洲月曜より名古屋に近く決定である。

○各種の會合が催されるが、その間に十分の計畫がないようである。十二月十五日までに來年上期即ち六月までに開催決定の主要會議の計畫を提出せられたい。

○從來軍政主権の會議等にROAPとが第八軍から派員が出席する場合中央總官が當然各地軍政部に同向いて傳へねばならぬ。中央としてこれを逆に京都等に集めて傳へているのを、みかける。中央としては勞が省けるから樂かもしれぬが、そういうことのために會議を離れてくべきではない。各地軍政部長は天々現地に於いて忙がしい恩恵を受けているから、この仕事の妨げになるようなことは避けるべきである。

○本官の権限でない事項に關して本官の名で命令を出してはならない。本官の名において命令を出すときは、必ずそれが軍團軍政部長としての權限を逸脱したものでないかを確めて出してもらいたい。  
以上

RA'-0134

0221

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

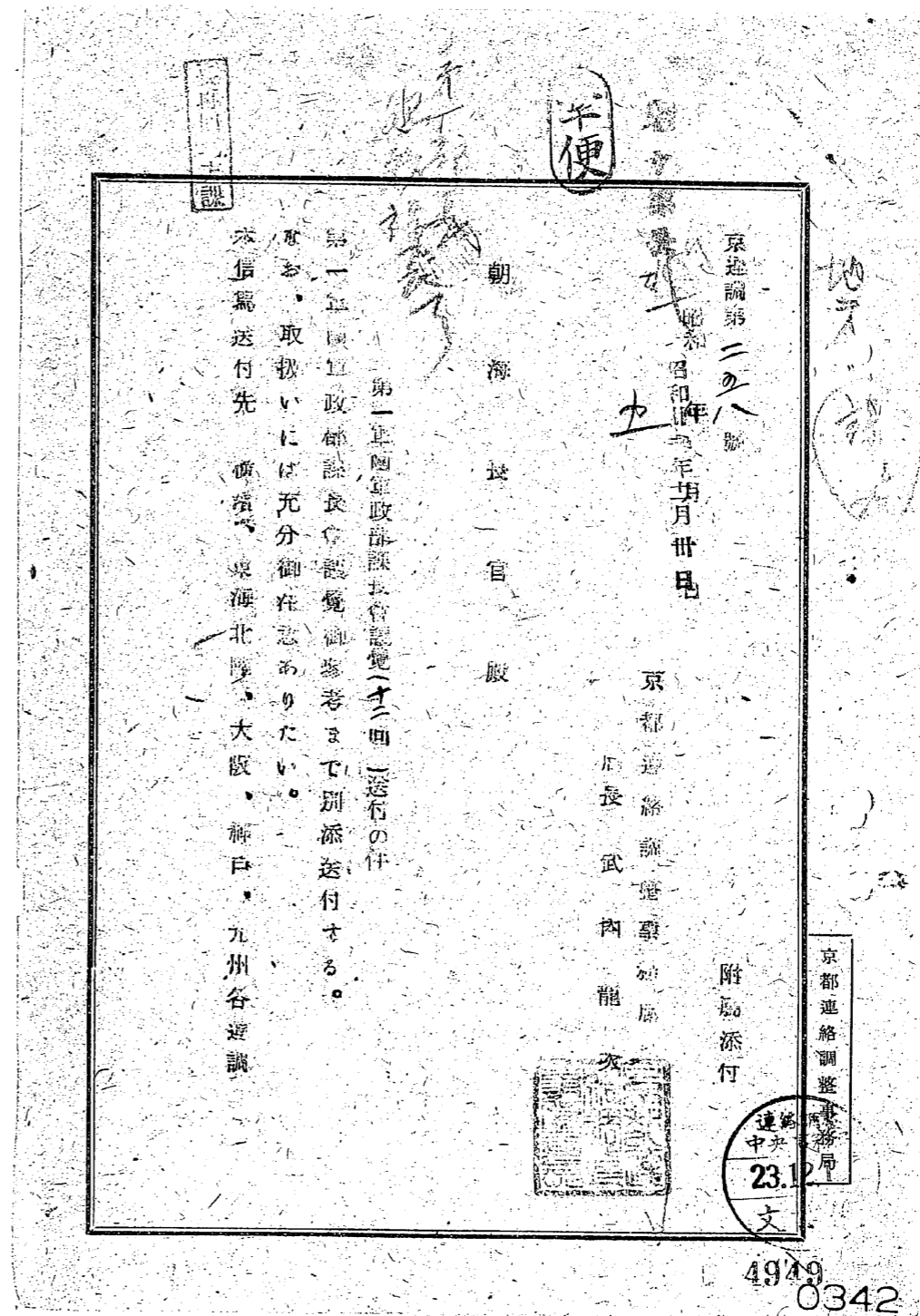
Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



RA'-0134

0222



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

中央

取扱注意

第一軍團軍政部長會議(第十二回) 昭和廿三年十一月廿七日

(出席者 武内局長、島大阪局長、吉岡、福田連絡官)

0343

一 公衆衛生課長ハンセカー大尉

○ 滋賀軍政部に對して公衆衛生專任係官が任命されたが、同人は從來奈良の診療所におつてその方面の仕事をやつて來ていたので、軍政部における勤務は始めてであるから、今後當分の間自身の方から指導してやらねばならないと思ふ、まず手初めにやらなければならぬのは縣の衛生部の再編であるが、これは既に八ヶ月前に厚生省から各府縣に指令が出て改編再編は済んでゐるはずであるが、どういふ譯かこれが遅れているから、愈々手をつけなければならぬが、勿論自分の方から充分の指導と救助を行う。

○ 先般名古屋に赴いた際、恰度同地に出張中の第八軍のスマス大佐に會つたが、その折模範保健所の活動状況視察に當つて使用されるべき調査表の原案をみせて貰つたが、今後はこれに基いて諸調査を行うこととなると思ふ。

二 同課マーケンス少佐

○ 全國的重要性をもつ問題としては今後輸出入向家畜及び植物の消毒検査を行う問題である。これは日本から輸出するものに病菌が付着して、傳染病の媒介、源泉となることを防ぐためであるが、從來日本において行われた防疫、検査事務が、舊組合の解散

に伴つて組合から分離されたため主務官廳においていかに取扱うべきかを全く知らずにいる状態である。(これは麥、菓等の加工品の輸出について英帝國のドミニオンで傳染病が入つて來るのを恐れて問題となつていたのである。)

一 これに對しハインズ大佐から輸出入に當つての防疫事務に關して日本側主務官廳において充分な知識をもつていないために適當な措置が講じられていないとすれば、これは日本側にとつて非常な損である。たゞ今は日本からシアトル向けに積出したものが、彼地の檢疫に引か、つて陸揚を禁せられるとすると、日本側はそれを又々日本まで引取らねばならず、その経費も一切日本側持ちということになり、甚だしい損失を招くことになるから、この問題は連調働とも充分連絡し、然るべき日本側官廳の注意を喚起してもらいたいとの發言があつた。

○ 屠殺場の施設の問題

二 同課ストーヴァー夫人

○ 總司令部天然資源課の係官のえた情報に基くと、全國に亘つて二百ばかりある俾格也(Reaction District)に府縣廳からの看護婦が置かれるやうであるが、これは當然保健所に配屬せられるべきもので、その間に職場の重複があると思われる。

四 同課コーフマン氏

從來の検査



0344

○今週月曜には和歌山に赴いて水道関係の會議を開いた。その時間題になつたのは、過去においてもそうであつたが、日本において生産される鹽が足りないため、地方の中小都市ではこれの入手が殆んど困難で、充分の減菌が行われ難いといふことであつた。

○四國及び中國地方の衛生係官二名が來て、これと情報交換を行つた。經濟課アールグレン大尉

○炭坑ストライキに關しては、炭勞組合側との折衝を續けており、十二月一日まではストを行わぬこととなつた模様である。採炭状況は現在のまゝでゆけば月末までに百%に達し、支障はないものと思われ。

○日本海員組合は愈々廿九日からストライキを決定することに決したが、これは賃銀及び退職金問題に對する不滿の表明にある。

○電産はその後局地的な短時間の停電戰術を行つて抗争している。來週は大會が開かれて更に態度が決定されるであろう。

○甘藷及び米の供出であるが、前者は漸次目標に近づきつゝあり供米の方も徐々に進捗しつゝあるが、昨年同期と比ぶればはるかに好成績である。因みに甘藷は近畿九八、東海八五、九州六七%であり、米は早場米産地では略目標に達している。即ち福井が九八、石川九五、富山九四%であり全体としては東海五一、近畿二二、九州が一

七%となつている。

○總司令部から日本における土地制度改革農業協同組合組織の完成を記念するため、日本政府において十二月中に記念祝賀を行い、その精神の徹底を計るよう取計方希望している趣の通報があつた。

○今週初めには八軍のドスマン大尉と數次に亘つて會談した。又今週中軍政部月例報告に載せるべき事項で、自分の方から措置方を各地に指示したもので處置はとつたが未報告のものや、處置未完のものなどについて電話で照會調査を行つた。

○縣案になつていたE B Iに關する情報提供のため、經濟調査廳係官と當地O I Oのハイモン大尉との會合を斡旋した。

○賠償の方面では前から引續いて軍工廠内の鐵道引込線等の調査を行つた。

○教育課マツクレラン氏

○アンダーソン課長は名古屋に赴いて不在である。

○自分は二日間和歌山に出張し、婦人團體及び青年團體の代表と會合した。

○過日近畿の教員組合が大坂で會議をやつたが、秘密會で何が討議されたか判つたりはわからぬが、給與に關し六千圓ベースを要求することになつた模様である。

○來淵は名古屋に赴き高等教育關係の係官と大學の再組織に關して會談する。

○これに對してベインズ大佐はどうかという標準で置かれるのか、各縣に一つづつ置かれるとすれば經費は府縣も荷か、統合は行われるのかとの質問があつた。

○大學は原則として各府縣に一つづつ置かれることになつてゐるが京都、大阪等の大都市を有するところでは一つ以上置いてもいいことになつてゐる。經費は府縣費で賄うこととなるが現在の國營のものは當分國の經費で賄い、漸次府縣へ引繼ぐ立前になつてゐる。大學の統合は現に京都などにおいても五つのものが三つに統合されることになつてゐる。

九 法政課長スコット氏

○廣告宣傳等に現在用いられてゐる輕氣球は航空機に關する指令に抵触するものだと總司令部からいつて來た。

○右に對しホルン氏が以前これを揚げる時間問題になつて伊丹航空隊に照會したところ、千呎以下に止めれば何等差支なしとの回答があつた旨披露軍團側で更に問題を解明することゝなつた。

○岐阜縣において災害復舊費の三百五十萬圓が縣吏員に特別賞與として支給されたことが明みに出た。知事は既に自分の分(三萬圓)を返却したようであるが、同様な事件が昨年富山においてもあつた。

○日本國旗を日本人引揚港において掲げることが許可になつた。従つて舞鶴、佐世保、函館においては引揚船の入港の期間各一本だけ掲揚することが出来るようになった。

○中國人に對する日本法律の適用施行に關する打合せのため神戸に出張した。

十 同課ヘック少佐

(十一月の成績はそう悪くないだろうということである。)

○月火兩日和歌山に赴いて縣下徵稅狀況を視察して來た。

○大阪財務局長は徵稅成績改善のため滞納稅の取立てを強行し競賣を勵行させるための指令を管下稅務署に發し、年末にかけての徵稅強化に乗り出すことゝなつた。

十一 情報課長クインズ大尉

○暫らく缺員であつた二名の情報官が配屬され、これで九州地方は全部そろつた。

○來淵は七階の軍政部資料展覽室を愈々完成させる。

十二 庶務課ミラー少佐

○先般話のあつたベインズ大佐の横濱出張は今のところ大体十二月十四日頃であるから、そのつもりで必要な準備を進めておいてもらいたい。

○十二月十八日都ホテルで當軍政部員のクリスマスマス、パーティーを行うが當日は近畿各地の軍政部員も招待のはずである。

0345







第一軍團軍政部長會議(事案)第十三回(昭和二十三年十二月四日)  
(日本側出席者 武内局長、島大阪局長、鶴見、吉岡、福田連絡官)

一 衛生課長ハンセカ大尉

○今週は教育目的のための衛生関係の映畫フィルムをみても、いづれも余り出来はえは感心しない。というわけはいづれも軍事的な材料を使いすぎていて、一般向啓発用としては完全なものとはいえない。たゞ日本の一會社によつて作製された花柳病關係のフィルムは非常によく出来ていて、あれなら大いに参考になると思う。

一右に對し武内局長より題目を訊したが、不詳であつたから後刻確めた上通報をうけることになつた。

○昨年来東京の公衆衛生院において衛生係官の講習會が開催され、各府縣の選抜された日本側係官がこれに出席して訓練を受けてきたのであるが、今般第一軍團管下に指令して、この種の係官がその後府縣廳に歸り適當した地位につけられ充分活用されているかどうかを軍政部に調べさせることとした。

二 衛生課コウフマン氏

○今週初め食糧衛生のことに關する視察のため滋賀に出張した。

○大阪におけるよりよい電氣風呂を備えた公衆浴場の問題。

三 衛生課ストウアイ夫人

○今週初めは和歌山に出張して助産婦の講習會に出席し指導した。

○同課マイケンス少佐

○日本腦炎の對策としてA、Bの兩計畫があるが、各地域に公平にワクチンを割當ることになつた。

四 厚生課長アイテグ氏

○東海地方に三日間出張した。

○コミユニテイ、チエストの成績はその後漸次向上しつつあり十一月二十九日現在で京都においては目標の三〇%兵庫においては四五%大阪においては六六%に達した。再三繰返したように、この成績が期待する程上らないのは、警察接護のための治安協會の募金とが合つたための部分が多いが治安協會の募金が必要であるとしてもコミユニテイ、チエストとから合わないようにするだけの連絡は望ましかつた。

一右に對しハインズ大佐から治安協會の募金については(1)他の募金との間に時期その他について適當の調整を行うこと及び(2)警察が權力を背景として寄附を強制したりしないことが大切である。

これに關しては連調から當局者の注意を喚起してもらいたいとの發言があつた。武内局長よりは、京都市警察局長に對し(1)の點は話すみであつて、寄附をしたものとしなないものとの差別をつけるため門や戸口に標章をつけたりバツチを渡したりすることはやめてもらふように諒解がついていると述べ、又大阪に關しては島局長から大阪

0348

RA'-0134

0227

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



市長との談合の結果、募金取止めになつた旨解答があつた。  
○厚生係官として新にデユラルド氏が赴任して来ることになつてい  
○来週は京都において学校給食に關する會議が開催されるが、そのた  
めに總司令部厚生課長であり、学校給食を主管している不フ氏が十  
日入浴、會議に出席することになつてい

六 情報課長クインズ大尉

極く最近福岡軍政部が軍政部の名を附して労働組合の在り方に關す  
るポスターを新聞に載せたが、これは八軍の方針に反するものであ  
つて、注意を喚起しておく、これは三ヶ月前官崎で軍政部が共産黨  
排撃のポスターを作つて、縣廳にこれを掲示方を頼んで断られて、  
軍政部自身の手で方々に掲げた際問題となり、八軍に方針を照會し  
たまふて、皆が忘れていて今度八軍からこれを不可とする方針が漸  
く示された矢先に、福岡で又起つたのであるが、これははつきり不  
可ないことになつた。

七 階の軍政部陳列室は衛生課の若干資料を除いてははゞ整つた。

八 經濟課長ネルソン中佐

○今週四日間九州を視察して来たが、これに關しては別にハインズ大  
佐に報告する。  
○農地調整法に基づいて土地改革は本年末までにすまなければならな  
いが、農地の買上げ賣渡し等一應の手續は全部すんだようであるが

一切の支拂清算及び記帳等がその期限までにすむかどうかは疑わし  
い。  
○右に論じハインズ大佐より日本側として、どう思ふかとの質問が  
あつたので、武内局長より調査の上回答を約した。

ハ 同課アイルグレン大尉

○炭坑ストライキには百三の炭坑が参加してために生産が落ち、十一  
月は目標に達しなかつた。  
○電産の四國における大會は、吾々にとつて全く失望すべきものであ  
つた。即ち民主グループ（民同系）は僅に議長、副議長席を確得し  
たが、地域闘争から全體的レベルにおける集約斗争への戦術轉  
換の斗争は、遂に民主グループが破れて、従来通り地域斗争が續け  
られることになつたから、當分の間地域的な停電ストなどは止まら  
ないであらう。

○ハインズ大佐から一舉に民主グループが勝つといふことは出來な  
かつたにしても、議長をとつたといふことだけでも一應の前進とい  
えるだらう、との發言があつた。

○海員ストは第二波状態として七十二時間ストを開始した。然しこの  
ストは米國における海員スト等とは規模も性質も異つて、米國の場  
合はと國民生活なり産業なりに影響を及ぼすことはない。  
○年少者労働に關しては、労働基準局を通じて實施状況を監査監督し

0349

違反者の雇傭主を處罰する方針で監視を嚴重にしているから、敢て  
ず、その成績も上ると思われ。

一右に對し、ハインズ大佐から先般自分が京都のある工場を視察して  
自分自身で経験したことだから間違いないが、あるものは十才だと  
答えた。それからみても、證明書等を偽造して、法網をくゞつてい  
るものがあると思われ。その發言あり。それに關連して、ア・テイ・グ  
氏は、日本政府の通牒によれば、本年十一月から明春三月までの期  
間に、年少労働者に對する證明書再發行の手續をとり、不正な手段  
で法定以下の年少者を使用するのを防止することになつてい  
る。なお、京都等においても、もし占領軍の見學指定工場、商社等  
で、この件で違反しているところがあれば、その場合これを見學指定  
から取り消す等の措置を講じるのも一法であらうと述べた。

六 法政課長スコット氏

○ 税務關係の専門家が二人着任したが、その中の一人は當司令部にお  
いて勤務することゝなつた。

○ その他には夜間講習會の原稿をこしらへたことだけで、特にこの席  
で述べることはない。

十 同課ヘツク少佐

○ 各地で納税民主化同盟が活動を初めた模様であるが、これに使  
された連中が税務署を襲撃したりした例があるようであるが、税務署  
側では危険が眞近に及びそうな氣配がある場合には、躊躇なく警察

に救援を求めるところに手配が出来てい

一右に關連して、ハインズ大佐から、神戸に出来ているという納税相  
談所というものは、正規の手續を経て許可されたものであるかとの質  
問があり、島大坂局長からこれに答えて、神戸で共産分子が開設した  
という納税相談所は、法的な手續によつて許可をえなければならな  
い性質のものではないと思ふから、その開設は自由であるはずであ  
るが、その活動状況に關してはまだ充分承知してはいない、と述べた。

十一 教育課長アンダーソン氏

○ 今般開催する成人教育講習會のための原稿を各課から頂いたが、そ  
の内容の配列の仕方について、自分の提案があるから、もし各位の  
御賛同をえればその方法に従つて書き替へてもらいたい。例を自分  
の適當の教育にとつて案をこしらへてみたのであるが、その案では  
先づ最初の十五分位は一般的敘述の部分で問題を提起してもらい  
たい。

即ちこれは講義の部分である。従つてこゝでは各自の問題をなすべ  
く簡潔に述べてもらいたい。それに續いて十五分間ほど、その概論  
的な敘述を具体的な材料によつて例示又は例證してもらいたい。  
それは映畫、幻燈、圖解等を用いるのもいゝと思ふ。これに續い  
ては、例えば三十分間ほど参加者、聽講者がみんな参加出来るよう



な自由討論をやらせる。これには先般來講習會等で指導して來た教育關係の指導者に討論の指導をさせ、それを媒介して各人に知かい然し挑戰的な質問をやらせるようにしたいと思ふ。今日まで農民とか商人とかは、民主主義の御題目をさし、幾多の改革をみてきたのであるが、何故さうすることかといふことには、關しては充分納得の行くやうに考究してみたことは少いと思ふ。従つてさういふ機會に充分討論させ、その習慣をつけさせることが重要であると思ふ。

以上の見地から、もし各位において、異見乃至反對なければ提出頂いた原稿をも一度その規程に従つて、書き直して出してもらつたらいいと思ふ。

十二 パインズ大佐

現在徴稅問題は軍政部が重點をおくべきことの中で、他の何にも勝つて第一優先事項である。ついでにはこの方面の軍政部係官の職務の参考とするため、當時納稅關係でぶつつかるごく通常の質問と、それに對する解答及び参考法規を掲げたものを、日本側稅務官廳にこしらへさせてもらいたい。これは軍政部の稅係官が、督稅事務の上で、日本人納稅者その他から受ける質問に對する解答参考書とするためで、京阪神等と違つて、邊鄙な場所の軍政部等では大いに参考になると思ふ。

0351

幸便

**取扱注意**

昭和廿三年五月拾六日

東京連絡調整事務局  
局長 武内 龍文

第一軍國軍政部長會見御参考まで別添送付する。  
なお、取扱いは充分御注意ありたい。  
本館送付先 横濱、東海北陸、大阪、神戶、九州各連函

23.12.2

0352 0436

RA'-0134

0230



取扱注意

第一軍團軍政部長會議(第十四回) 昭和二十三年十二月十一日

(出席者 武内局長、島大阪局長、吉岡、福出連絡官)

一 パインズ大佐(島局長に對し)

○大阪の稅務署の職員組合が寄附金を集めて押つてゐる。ゆうことであるが、稅務署の性質に鑑みよくないことと思ふ、何故こうゆうことは署長又は財務局長の命令で直ちに中止させ、命に従わない者は處分しないのだからか。

一 右に對し島局長から調査の上回答を約した。

二 法政課ヘツク少佐

○朝鮮人の騒擾事件が最近増えて來た。一つは姫路において朝鮮人連盟慶祝大會に端を發し、左派と右派との亂闘事件が一昨夜起り多數の朝鮮人が檢擧されたが、中一名は亂闘の際刺されて死亡した。更に名古屋において酒密造の取締りに反對する朝鮮人がデモを敢行し、稅務署を襲つた。

一 右に對しパインズ大佐から武内局長に對し朝鮮人の不穩行動は速刻有効且つ徹底的に彈壓しなくてはならぬ。朝鮮人騒擾事件につき、警察官憲に注意喚起方賞局長に申入れたが、右は通達済みなりやとの質問があつたので、武内局長より取計い中である旨を答えた。

○先月近畿地區だけで五十億圓の徵稅成績を上げた。

○今週は總司令部の國內收支課モンロー氏とともに大阪に向いて、

稅務關係の視察を行つた。

三 厚生課長アーティグ氏

○學校給食の會議出席のため入浴した總司令部厚生課長ネフ氏と二日間行動を共にし、一日は京都で賓し、一日は大阪に赴いた。

○生活保護法に基いて扶助を受けてゐる人々の再證明事務が現在行われている。

○共同基金はその後事態は漸次改善しつつあり、現在第一軍團管下全部では目標の七〇%に達してゐる。

○先の一〇弗までの金額で日本人救済のために食糧等を送りうる制度が横濱に設けられたが、同様に継糸とか、修理布地とかの入つた小包を同一價格で買つて送れるようになった。

○大阪における社會事業家學校は、三ヶ月の期間で講習を行つてゐるが、これを卒業したものは、社會事業のいろいろな分野で働くこととなり、その將來の活動には期待がかけられるから、そのためにも府縣廳吏員で優秀なものを有給のまま送りこむ必要がある。

三 情報課長クインズ大尉

○七階の軍政部資料展示室の整備は法政課の徵稅成績の圖表さへ出れば全部完成する。

0353



○日本放送協会の主催で、一四日大阪、一六日名古屋で会議が開催されるが、この会議は日本における農村、農民向けのラジオのプログラム編成を討議するのであり、どういふものを何時放送したらいふかといふことを検討する豫定である。會議には軍政部係官と放送協會關係者が出席することになつてゐる。

○成人教育講習會のために新聞の自由に際して原稿をこしらへ、包括的全般的な叙述をなしたが、教育課の方で難しすぎるといふので書替えた。

一右に對しハインズ大佐から、要するに普通の大人「コンモン・マン」といふ標準を頭において、極めて平易に、判りやすく書いてもらいたいの注意があつた。

○視覚教育のためのフィルムの置場の候補場所を三ヶ所見てみたが、結局京都府廳の一室に今あるものと合併合同することにした。

○衛生課長ハンセカー大尉  
和歌山に二日間出張して、縣の模範保健所、衛生部等を視察した。その中で氣付いたことは、縣の衛生部に専門家として醫者が二人しかいないことである。これは早急には改善されないことではあるがこれでは充分なことは望みえない。

一右に對してハインズ大佐から監督するものと施設を運営するものとを分けて、有能な専門家は監督の方に當らせ、下で實地をやる方はそれほど有能でない人にやらせるといふ方針によることが大切でこれにより人員が少くともうまく行くと思ふから、その方針でやつてもらいたいと教言があつた。

○右和歌山出張の際、米國製の衛生映畫を一つみたが、題は「肺結核の家庭看護」といふのであつて、教育目的のためには極めて優秀なものであつた。それは日本語のタイトルとサウンドが入つていて、どういふ風に看病すればいふかを具体的に示して、前常に役に立つと思ふ。

○滋賀縣に一日出張した。先週報告した通り、滋賀には奈良から新しく赴任した軍政係官がいるので、右を指導する目的で行つたが、主として縣の衛生部の機構に關して示きを與えた。滋賀縣における機構は極めて不備なものであり、先頃總司令部から衛生部の機構に關し指示したもののからかなり距つてゐる。それは滋賀縣だけは根本的な機構の改革を行わず、軍政部衛生係官を喜ばすため、表面的な糊塗的な手段で事態をこま化して来たためである。よつてこれを如何に指導して改革を行うかについて新任係官に指示を與えたわけである。

○東海北陸軍政部から電話連絡があつたが、それは占領軍のために働いてゐる日本人常備者の醫療制度に關するものであるが、その支拂の方法が未定であるために、まだ醫療が行われない状態にある。

0355

これに對してはP.D.が發出されることになつてゐるが、まだ發出を  
見ていないから、それに對する照會であつた。  
「ハインズ大佐から右に對しては目下第八軍において諸般の資料を  
整備し、手帳中と了解するがどうかとの發言があつた。」  
自分の知る限りでは、勿論第八軍々政部のスミス大佐（？）もこの  
點は充分御承知のこと、間もなく何等かの具體的措置が構せられ  
ると思ふ。

○九州に赴任することになつてゐるドクター、ルースを御紹介する。  
兵衛生課ストーヴァ夫人

○東京で開催される日本人看護婦の再教育講習（リフレッシュヤ、コ  
リス）に近畿地區から六名の看護婦が選ばれて出席する。  
六同課マーケンス少佐

○ドクター、フランクが九州に赴任することになつた。  
○今週は獣醫關係の講習會が二つあつたが、特に滋賀縣の分は九、一  
○の兩日開催された。その際資料として映畫を見せる豫定にして、  
その旨を發表したが、その後手遅いでこれが上映出来なくなつた。  
ところが映畫を見ることが豫期した講習生は、その時間が來たら、  
もうそれに移るかと思はれ、氣をとり、講習に身が入らな  
くなつて了つた。その心理的な結果を考へて、今後はこの種の手配  
は慎重にやる必要がある。

「ハインズ大佐から、今後の成人教育講座の際にもそういうことが  
起らぬやうによく注意しておく必要がある」と發言があつた。  
○鯨肉と一般魚肉との取扱を分離させるよう指示して、その後の状況  
を監視している、それから大阪においては、中央市場の中に魚肉加  
工場を作ることになつた。

兵衛生課カウフマン氏

○第八軍のホーン氏からの電話連絡で、現在厚生省は日本食料組合（  
ジャパン、フイド、アソシエイション）を各府縣にこしらへさせて  
いるようであるが、これは先に解散を命ぜられた隣組及び衛生組合  
の役員、財産等を引継げるためのものであるとの情報を受けているか  
ら、これについて近畿における一二府縣の實情を調査してもらいた  
いと言つて來た。

「ハインズ大佐からそのことに關しては連調と連絡して調べてみた  
らいい」との發言があつた。」

兵衛生課

○石川縣で教育關係の會議が二つ開催され、官課からも出席した。  
○來週アンダーソン課長は横濱に赴く豫定である。  
○今週學校給食に關する會議が行われ、又日本側の給食感謝祭があつ  
た。

（要約）  
青木事務長

RA'-0134

0233

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



四 經濟課長ネルソン大佐(同氏は今週大佐に昇進した。)

○ヒンツ氏の後任として天然資源關係を擔當するタイビワイル少佐を紹介する。

○食糧問題の權威であるブリツカレイ氏が入浴し、近畿地區の食糧問題の調査を行つた。

○日本における道路及び街路維持の五ヶ年計畫に關するSOAPIINが發出された。このSOAPIINに基いて、間もなくODが第八軍から出されると思ふから、詳細はその際に議る。

○來洲は横濱に行く。

○同課アイルグレン大尉

○一般の労働状態に關しては、何等悦ばしいことは一つもない。電産は愈々ストを決行し、今週は電車と監獄を除いては全部停電を行つた。

○現在、石炭、電産、海員と自ストライキに出ているが、これに對する日本政府の態度に關し、幾人かの學者なり思想家の意見を徴してみたが、その歸結するところは、日本政府は現在ストライキの解決に關しては自ら進んでこれを處理しようという積極的な意欲が缺けていゝるようである。といふのは中國の状況も現在のところ、あゝいゝう事態になつていゝるから、米占領軍當局は到底日本國內のストライキを放任しないであらうから、日本政府自体が折角努力をしなくては

も、結局占領軍當局が前面に出て來てこれを止めてくれるだろうと考へていゝるようであるといふことである。

十一 軍政部長リトガース中佐

○成人教育講習に關する基本となるべき覺書が決裁されたから、愈々これを実現することとなるが、關係各課は資料の作成には、主管課たる教育課と密接な連絡をとり、期日までに全ゆる點で遺憾なきを期してもらいたい。

十二 武内局長

○農地改革に關して報告するが、前回ネルソン大佐から發言があり、當方で調べたところによると近畿地方においては、農地調整法による農地の賣買は本年末までに大体全部済むが、たゞ金額の支拂及び登記は、來年にならねば到底完了しない模様である。

(ハインズ大佐、ネルソン大佐から吾々の了解するところによれば支拂、登記の完了は三月末日が期限のはずであるとの發言があつた) 外國人登録と食糧通帳照合に關して、近畿地方各縣の報告の結果が出たが、概數を參考までに披瀝すると、實在せずと判明したもの(外國人の居住登記した者で、食糧通帳との「チェック」を行わぬ者恐らくは實在せぬ者)は約一〇%位、それから不正配給がわかつて配給を停止されたものが五%位ある。この調査は締切日を限つ

0356

てそれ以後は配給をやめるという措置がとられていて、かこの質問があつた。(不慮な状態發生の懸念があるかも知れぬ。これに對して、パインズ大佐はこの調査では何日以後は配給を停止するといふ日限が必ずしもかつきり切られていない。中央のこの態度には自分も満足していない。日に限つて「チエック」を行わぬ者とは配給を停止すべきである。但しこれを断行すれば、多少不慮な事態や、騷擾が起るなら起るでもないではないか、むしろそれを待つて、それを根本的に處理するようによいではないか。日本の警察が全力を動員してこれを鎮壓し、それでも力足らなかつたら軍が出て抑えることになるが、日本側もそのつもりで事態を廻避することなくしつかり取締つてもいいと述べた。)

0357

十三 島局長

○神戸における納税相談所の件は、大阪財務局について事情を聴取したところでは、単に納税について一般納税者相談乃至質問に應じて忠言や情報を与えるだけのものであつて、不法ではないとのことである。(ここでパインズ大佐から、そのような事務所は閉鎖させたらどうか。徴税に支障を來したり、それを妨げたりするようならば、この發言があつた。)

現在のところでは、徴税を妨げるやうなことは全然ないから、閉鎖させることは出来ない。

十四 パインズ大佐

○來朝は横濱の第八軍軍政部に出張するから、それまでに各隊で第八軍に照會して返事をもらいたいことを全部まとめておいてもらいたい。

○昨日の状況に鑑み、遼瀋からの申出もあるので、魚や野菜の監視チームの廢止は一月十五日まで延期することにした。

○幾度も繰返すが、徴税が目下のところ最優先事項である。これは単に法政課だけの問題でなく、軍政部全体の問題でもある。例えば衛生課の模範保健所でも、税金が納つて、國からその金が廻されてこなければ何の活動も出来ない。厚生事業だつてその通りである。その點からだけでも、各課の擔當部門で、夫々關係者を啓蒙して、完納へ狩り立てる必要がある。第一軍團管下だけでも、更に三百五十億圓徴収しなければならぬ。このことは單に人員をそれだけ余計に配置するといふだけのものではない。更にもつともつと重要なものを意味していることを知らなければならぬ。

RA'-0134

0235

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



再送便

第一軍團軍政部長會廳覽(5回)送付の件

第一軍團軍政部長會廳覽(5回)送付の件

本信寫送付先 横濱、東海北陸、大阪、神戸、九州各選調

昭和三十八年五月廿四日

京都連絡調整事務局 局長 武内 龍夫

朝海長官殿

取扱注意

京都連絡調整事務局 附屬添付

0358

RA'-0134

0236

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

取扱注意

第一軍團軍政部長會議々事(第十五回) 昭和二十三年十二月十八日

出席者 武内局長、吉岡、福田連絡官、山中連絡官(大阪連調)

一 教育課長 アンダーソン氏

○成人教育講座の資料の翻譯は大体順調に進んでいて、映畫のファイルの譯も兩方含めて法政、厚生及び教育課の分を除いては略完了した。

一 パーソナル大佐からこの三課を除くとなれば五〇名になるではないか、それでは充分とはいえないから、來週の日曜の正午までに是非全部を完了するようにしてもらいたいとの評言があり、ネルソン大佐から成人教育と關係あるが、今朝のラジオ放送によると、總司令部の示唆に基いて、日本政府では約二五〇頁に及ぶ民主主義に關する冊子を印刷して、これを各學校に頒つことになつたそうであるが、今後の講習會にも役に立つかもしれないとの發言があつた。

二 情報課長 クインズ大尉

○七階の軍政部長展示室の整備は略完成したが、これに索引みたいなものをこしらへる必要があると思ふから、來週月曜七時半にでも關係者の出席を願つて、同室で、どういふ風にそれをこしらへたらいかを研究したい。

三 衛生課長 ハンセカー大尉

○今週軍政部長のお伴で横濱に行つた際、今後の人員充足状況について

その見込みを話してもらつた。その時のミス大佐(？)の話によれば今後は第一軍團管下に衛生將校というのは十五名とし、割當てられぬようであるが、その配屬優先の順位は各府縣軍政部及び遊藝場所を第一とする事になつてゐる。

一 パーソナル大佐から衛生將校の勤務も今後六ヶ月でなくなると思ふから、日本側においても模範保健所等に關する軍政部衛生將校のサイピスを精々利用することを考えてもらいたいとの發言があつた。

○今度新に營軍團管下に二名配屬になつたが、一名は岐阜、一名は富山である。

○國立病院の近畿地方の檢閲官である藤原博士と合同して、結核病の治療に關する打合せを行い又先般この會議で問題にしたことのある國立病院の患者により組織された協會内における共産分子の活動等について訊したが、當地方も九州における状態と略同一なものであるようである。

四 衛生課長 コーフマン氏

○今週はタイン氏及びビーチウッド氏と共に東海地方に行つて、岐阜縣の衛生部の改組問題を研究した。

○マツコイ博士と神戸に出張した。

五 同 マーゲンス少佐

注意

0359



○先週報告した魚肉の取扱に關しては、その後も引續き大阪の關係當局の監視を行い、府の食肉係、配給魚類係、自由販賣係等について實情を確かめている。

○今週中臨床デモンストレーションを京都で二回、滋賀で二回實施した。

六 衛生課ストイヴァ夫人

○近畿地方の各府縣の衛生部看護婦長の會議を神戸で開催したが、その際各府縣の歩調を合せ統一的な措置を構ふるため、今後は隔月毎に會合することに決定した。

○京都における保健所の指導講習は極めてよく行つており、毎保健所とも八十名位の母親が集つてゐるが、これは他と比較して成績良好だといふ。

七 厚生課長アイティグ氏

○今週は九州軍政部に赴任豫定のゲル氏の指導に當つた。

○來週は滋賀、京都、和歌山の各地軍政部を訪ねるつもりである。

八 經濟課長ネルソン大佐

○從來農地調整法施行の日に登録された在外外國人の日本における所有地の取扱に關しては方針未定であつたが、今般これはいづれも買上げの對象となることになり、買上げを先づ行つて、所有者からこれに對する苦情又は異議申立てがなされた場合は、これを裁判所におい

て審議することに決定した。

○供米はその後順調に進捗し、極めて顯著な成績の向上をみつゝある。

○先般横濱に赴いた際特に注意を払つたことは、第一に經濟調査隊が次に實施すべき事項で重點を置かれてゐるのは木炭の配給である。

第二は先般大阪のEIBから提案のあつた魚の出荷、荷受業者の間で慣習的に行われて來た「協力」に對する取締りであるが、愛知軍政部からも右慣習の根絶に對する提案が第八軍を通じて總司令部に出ているから、總司令部は勿論右の問題の存在を承知してゐるといふことである。従つて大阪のEIBにおいて同僚がとらんとしてゐる取締は時宜を軍政部の全面的支持をうること日本側においても承知してもらいたい。

九 經濟課アイルグレン大尉

○私鐵の組合は愈々ストに入ることになつた。

○總司令部からの指令によれば、占領軍は日本側の勞働争議にまき込まれることのないように注意し、専らこの指令中に列記されてゐる日本側争議調停機構を使つて、その間の關係調整に努めるべきことが明示された。

十 法政課ロイン少佐

○新任以來過去における法政關係の指令の勉強に専念してゐる。

十一 同僚ヘンク少佐

○兵庫からの電話連絡によると、該地における中國人が確定通知受領後、納税を怠つていたものが、その期限満了前~~に~~五時間前に納入した例が最近起つたが、これは同地において日本御税務官吏がこつた毅然たる態度に基くもので、このために五〇萬圓以上の納税義務を有する外國人納税者が五人これに従つて納付せんとする状態にある趣である。よつて神戸では本月廿日まで滞納税を全部とりたてるよう兵庫軍政部から命ぜられてゐることである。

十二 同僚マンデエリツチ氏

○今週は總司令部、第八軍、關東軍政部等からモス氏、マサートランド氏その他が来て、共に大阪で財務局關係の視察を行つた。吾々徴税専門家は來日以來種々研究してゐるが、徴税成績の向上に着手する前に、何故他の地方が近畿特に大阪地方よりも徴税が進捗してゐるかという理由をはつきりつきとめなければならぬ。一、こゝで大阪では滞納者及び脱税者の二者の強制措置又は告發は行われてゐるかとの質問があつた。大阪においては大者主義をやつていて相當効果を上げてゐる。特に中國人などの脱税、滞納を追究して、現在その一人を告發しようとしてゐる。

0361



出されるはずである。それからこれに備へておられるが、日本軍官を  
脅迫するようなデモは何たるを問はず全て解散させるというのが軍  
師長の方針であるから、その熱心配なしに取締強化に當らねたい。

十三日 リトガース中佐

○ 來朝火曜午前八時三〇分から新に第一軍團に編入される中隊及び四  
隊地方の軍政部長二名が當軍團に來て會談を閉くから、その際各課  
長は最高十分まで各課所管事項の説明をしてもらいたい。然しその  
際注意すべきは、當軍團としての指示事項及び目標、政策の執行を  
行うことが眼目であるから、説明は要點をついて簡潔であつてもら  
いたい。八軍作戦命令とS O A P I M はすでに兩地方軍政部長にも  
行つてゐるから、當軍團の方針を伝えることに要點があることを注  
意していてもいい。

（この際アンダーソン氏から成人教育講座は、今般の占領區域再編  
に伴つて中隊、四隊にも適用、計畫されるものであるかの質問があ  
り、バインズ大佐から然りと返事があつた。）

十四日 バインズ大佐

○ 及び における年少労働の告發問題についてはフ  
オロイしてゐるか、現在どうなつてゐるか。  
（アールグリーン大尉からまだ充分な報告をうけてないが、これを確

0362

めて御返事しませうとの返事があつた。  
○ 第八軍司令官ウオーカー中將から又書翰が出たが、これはいつも  
いうことだが、徴税に第一優先を與へてゐるから、各位もそのこと  
を忘れず努力してもらいたい。官吏の給與も六三〇〇圓基準となれ  
ば、今後七〇〇億圓の徴収でも充分ではなくなるから、全力を盡す  
必要がある。  
○ 多分一月九日となると思ふが四國を視察する豫定で、その時までは  
兵の配置も全部完了してゐると思ふ。